様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関す	1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人北方領土問題	独立行政法人北方領土問題対策協会 					
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度(第5期)					
	中期目標期間	令和5年度~令和9年度					

2. 評価の実施者に関する事	2. 評価の実施者に関する事項								
主務大臣	内閣総理大臣								
法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官 小林 明生						
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長事務取扱 岡本 直樹						
主務大臣(融資業務のみ)	内閣総理大臣及び農林水産大臣								
法人所管部局	内閣府北方対策本部	担当課、責任者	内閣府北方対策本部参事官 小林 明生						
	水産庁漁政部水産経営課		水産庁漁政部水産経営課長 永田 祥久						
評価点検部局	内閣府大臣官房政策評価広報課	担当課、責任者	内閣府大臣官房政策評価広報課長事務取扱 岡本 直樹						
	農林水産省大臣官房広報評価課		農林水産省大臣官房広報評価課長 八百屋 市男						

3. 評価の実施に関する事項

独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)の自己評価に対して、「独立行政法人北方領土問題対策協会の評価に関する基準」(平成27年6月12日内閣総理大臣決定、令和5年4月13日一部改正)に基づき、主務大臣による評価を実施した。また、評価を行うに際して、内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会及び国立研究開発法人審議会水産部会を開催するとともに、協会の理事長等と意見交換を実施し、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項

特になし。

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定(S、A、B、C、	B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認めら		(参考) 本中期目標	票期間における過年月	度の総合評定の状況	1
D)	れる。					
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
		В				
評定に至った理由	項目別評定は、A評定が1項目、B評定が9項目であることから、全体の評定	定を B とする。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	・重要度「高」、困難度「高」としている国民世論の啓発については、「北方領土返還要求運動の推進」について、中期計画における所期の目標を下回っているが、具体的な業
	績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とした。「青少年や教育関係者に対する啓発」について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている
	と認められることから、評定を A とした。「国民一般に対する情報発信」について、中期計画における所期の目標を下回っているが、啓発施設の集客数については、啓発施
	設が所在する根室振興局管内の令和5年度の観光入込客数が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前の水準に回復していない外部要因がある中、いずれ
	の啓発施設も令和4年度の実績を上回る集客を得ており回復傾向にあるとともに、協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮
	し、評定をBとした。項目別評定全3項目のうち、A評定1項目、B評定2項目であり、全体として中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評
	定をBとした。
	・四島交流事業について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として業務が実施できなかったが、協会によ
	る自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定を B とした。
	・調査研究について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。
	・元島民等の援護について、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として一部の業務が実施できなかったが、
	協会による自主的な努力が行われ、具体的な業績改善の取組が実施されていることを考慮し、評定をBとした。
	・北方地域旧漁業権者等への融資について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。
	・業務運営の効率化に関する事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。
	・財務内容の改善に関する事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。
	・その他業務運営に関する重要事項について、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定を B とした。
	以上を踏まえ、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとする。
全体の評定を行う上で	ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢という予測し難い困難な外部要因により、結果として、四島交流事業(I-(2))の全ての業務及び元島民等の援
特に考慮すべき事項	護(I-(4))の一部の業務(自由訪問に対する支援及び航空機による特別墓参)が実施できていない状況にあるが、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の試験運
	航の実施など事業の再開に向けた準備、別途の事業として船舶「えとぴりか」を使用した洋上慰霊の実施、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げることを目的と
	した船舶「えとぴりか」の一般公開の実施など、協会が自主的な努力を行い、具体的な業績改善の取組を実施していると認められることから、評定においてこれらを考慮す
	る。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した課	引き続き、定量的指標及び定性的指標等、中期計画における所期の目標の達成に向け取り組む必要がある。					
題、改善事項	特に、重要度「高」、困難度「高」としている国民世論の啓発について、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関					
	心を高めるとともに、北方領土返還要求運動への参加意欲が高まるよう、引き続き、各種調査等も勘案し、事業の有効性や費用対効果の検証を不断に行い、その結果に基づ					
	き、事業の更なる改善・効率化を行っていく必要がある。					
その他の改善事項	特になし。					
主務大臣による改善命令を	特になし					
検討すべき事項						

4. その他事項	4. その他事項					
監事等からの意見	特になし。					
その他特記事項	特になし。					

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

禄国	て フ	一1一3 中期目標管理法人 年度評	恤 埧目	自別評定	総括表				
		中期目標(中期計画)		2	年度評価	i		項目別	備考
			R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	調書No.	
			年度	年度	年度	年度	年度		
I	<u>. [</u>	国民に対して提供するサービスその他の	の業務の	質の向」	上に関す	る事項			
	(1) 国民世論の啓発	<u>B O</u>					I -(1)	
		①北方領土返還要求運動の推進	<u>B O</u>					I -(1) -①	
		②青少年や教育関係者に対する啓発	<u>A O</u>					I -(1) -②	
		③国民一般に対する情報発信	<u>B O</u>					I -(1) -③	
	(2) 四島交流事業							I -(2)	
	(3)調査研究							I -(3)	
	(4) 元島民等の援護	В					I -(4)	
	(5) 北方地域旧漁業権者等への融資	В					I -(5)	

^{※1} 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「〇」を付す。

中期目標(中期計画)		名	項目別	備考			
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	調書No.	
	年度	年度	年度	年度	年度		
Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	В					П	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	В					Ш	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
その他業務運営に関する重要事項	В					IV	

^{※2} 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

^{※3} 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

^{※4 「}項目別調書No.」欄には、令和5年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 セグメント別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	引する基本情報		
I - (1)	国民世論の啓発		
業務に関連する政策・ 施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日、 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)第一	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条
当該項目の重要度、困	【重要度:高】 I − (1) −①~③	関連する政策評価・行政事業レ	予算事業 ID: 000281
難度	【困難度:高】 I − (1) −①~③	ビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプッ	ト(アウトカ	ム)情報						②主要なインプット情	青報 (財務情報	限及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R 9年度		R 5年度	R 6年度	R 7年度	R8年度	R9年度
								予算額(千円)	545,613				
							<u> </u>	決算額 (千円)	524,167				
「国民世論の啓乳	巻」に関する	主要なアウ	トプット(アリ	ウトカム) 情	報については	は、以下の各語	項目別評						
 定調書において詞	羊細を記載。							経常経費 (千円)	540,034				
	T						T						
								経常利益 (千円)	33,399				
								行政コスト(千円)	550,541				
								行政コスト (千円)	550,541				
								行政コスト (千円) 従業人員数	550,541 7 人				

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、美	業務実績、年度評価に	係る自己評価				
中期目標	中期目標中期計画年度計画		主な評価指標	法人の業務実	主務大臣による評価		
中朔口保	予別可凹	十段可凹	土な計画指標	業務実績	自己評価	土伤八足による	p十 Щ
北方領土返還要	北方領土返還要	北方領土返還要	<その他の指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
求運動の中核を担	求運動の中核を担	求運動の中核を担	・各種事業の実施効果	・平成 30 年度に内閣府政府広報室が	評定 : B	<評定に至った理由>	
う方々の一層の高	う方々の一層の高	う方々の一層の高	の検証方法等につい	実施した「北方領土問題に関する	国民世論の啓発について、青少年	重要度「高」、困難	推度「高」
齢化を踏まえ、広	齢化を踏まえ、広	齢化を踏まえ、広	て検討を行い、効果	世論調査」、令和3年3月に内閣府	や教育関係者に対する啓発は A 評	としている国民世論の	り啓発につ
く国民一般の北方	く国民一般の北方	く国民一般の北方	検証の結果等に基づ	北方対策本部が実施した「新たな	価、北方領土返還要求運動の推進及	いては、「北方領土返	
領土問題に対する	領土問題に対する	領土問題に対する	き、PDCA サイクル	時代における北方領土返還要求運	び国民一般に対する情報発信は B 評	動の推進」について、	中期計画
		関心と理解を得	の実効性を確保す	動の在り方に関する調査」の結果		における所期の目標を	を下回って
て、今後の返還運	て、今後の返還運	て、今後の返還運	る。	等を踏まえ、令和5年度における	左欄記載の各調査の結果を踏ま	いるが、項目別評定訓	周書におい
動の裾野を広げ、	動の裾野を広げ、	動の裾野を広げ、	・事業の有効性や費用	7 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1)、具体的
国民運動としての	国民運動としての		対効果の検証を行				実施されて
活性化を図るとい			い、その結果に基づ		年層を中心とした啓発」とし、北方		定を B と
う観点から、本中		う観点から、令和	き、事業の改善・効		領土教育の充実・強化、北方領土問	した。	
期目標期間中に目		5年4月1日から	率化を行う。		題に関する情報発信の強化等によ	「青少年や教育関係	系者に対す
に見える効果を上	に見える効果を上	令和 10 年 3月 31		方領土イメージキャラクター「エ	り、若年層の北方領土問題に対する		

げる。そのため、 する啓発等を通じ の強化に加え、こ 点を置く。特に、 報発信に徹底的に 取り組む。 取り組む。また、 民間企業等と連携

て、PDCA サイク ルの実効性を確保 を実施するため、 環要求運動の在り ろ、9割以上が継 徹底的に行う。 続意向を示し、6 割が何らかの事後 活動を行っていた

げる。そのため、 全国における活動 | 全国における活動 | 標期間中に目に見 の推進、青少年及一の推進、青少年及一える効果を上げ び教育関係者に対しび教育関係者に対しる。そのため、全 する啓発等を通じ 国における活動の た運動の担い手と た運動の担い手と 推進、青少年及び しての後継者育成しての後継者育成し教育関係者に対す の強化に加え、こ れまで啓発の効果 | れまで啓発の効果 | 運動の担い手とし が相対的に及んで が相対的に及んで ての後継者育成の いなかった世代の いなかった世代の 強化に加え、これ 関心や理解の底上 関心や理解の底上 まで啓発の効果が げを図ることに重しげを図る。特に、 |相対的に関心度の |なかった世代の関 相対的に関心度が | 低い若年層への情 | 心や理解の底上げ 低い若年層への情 | 報発信に徹底的に | を図る。特に、相

取組の前提とし て、PDCA サイク した取組も進め ルの実効性を確保 り組む。 し、効果的な事業 その前提としを実施するため、 |国民一般の北方領|ルの実効性を確保 し、効果的な事業 心度や理解度など を実施するため、 国民一般の北方領 ることが重要であ 土間題に対する関 土問題に対する関 る。令和3年3月 心度や理解度など一に内閣府が実施し を定量的に把握す た「新たな時代に」ることが重要であ ることが重要であ おける北方領土返 り、内閣府が実施 に内閣府が実施し 方に関する調査結 び事業の有効性や た「新たな時代に 果」等を勘案し、 おける北方領土返 内閣府と連携しつ 結果を踏まえ、既 つ、初年度におい 存事業の廃止や新 方に関する調査結 て事業の有効性や 規事業の創設、職 果」においては、 | 費用対効果の検証 | 員の関与の合理化 啓発事業等に参加 | を行い、その結果 | を含む改善・効率 した若年層を対象 に基づき、既存事 化を図る。 に、事業参加後の 業の廃止や新規事 活動継続の状況や|業の創設、職員の 今後の継続意向等 関与の合理化を含 を調査したとこしむ改善・効率化を

日までの本中期目 る啓発等を通じた 相対的に及んでい 対的に関心度の低 い若年層への情報 発信に徹底的に取

取組の前提とし て、PDCA サイク 土問題に対する関し、効果的な事業 を定量的に把握す 国民一般の北方領 心度や理解度など を定量的に把握す した調査結果等及 費用対効果の検証 <評価の視点>

- ・ 国民世論の啓発に関 する事項について、 適切に実施している カシ。
- 北方領土返還要求運 動を国民運動として 活性化するために、 あらゆる地域、世代 の国民、とりわけ次 代を担う若い世代の 北方領土問題に対す る理解を深め、関心 を高めることに資す るものか。

土問題に関する情報発信の強化等│加につながるように努めている。 により、若年層の北方領土問題に 還要求運動への参加につながるよ うに努めた。

・協会が実施した事業の有効性等を 把握し、次年度以降のプログラム 策定の参考とするため、各事業の 参加者を対象にアンケートを行っ た結果、いずれの事業においても 深まりについて肯定的な回答がしている。 90%以上となっており、有意な結 果を得られた。また、同アンケー トにおいては、各事業のプログラ ム内容に関する設問や自由記述欄 られることから、Bと評価する。 を設け、参加者の要望を把握でき るよう努めており、その内容を検 討の上、次年度以降のプログラム に取り入れるなど、同アンケート の結果を事業充実のために有効活 用し、PDCA サイクルの実効性を 確保した(「国民世論の啓発」事業 の業務の実績については、各項目 別評定調書において記載。)。

リカちゃん」等を活用した北方領 関心度を高め、返還要求運動への参

協会が実施した各事業の参加者を 対する関心度を高め、北方領土返一対象にアンケートを実施した結果、 北方領土問題への理解・関心度の深 まりについて肯定的な回答が 90%以 信」について、中期計画におけ 上となるなど有意な結果を得た。あ わせて、同アンケートにおいて、今 |後に向けて事業参加者からの要望等 | は、啓発施設が所在する根室振 を把握し、次年度以降のプログラム | 興局管内の令和5年度の観光入 策定の参考とできるようにするな 北方領土問題への理解・関心度の | ど、PDCA サイクルの実効性を確保 | 感染症の影響を受ける令和元年

> 以上、本セグメント全体として所 期の目標を概ね達成していると認め

<課題と対応>

各項目別評定調書において記載。

る啓発」について、中期計画に おける所期の目標を上回る成果 が得られていると認められるこ とから、評定をAとした。

「国民一般に対する情報発 る所期の目標を下回っている が、啓発施設の集客数について 込客数が、新型コロナウイルス 以前の水準に回復していない外 部要因がある中、いずれの啓発 施設も令和4年度の実績を上回 る集客を得ており、回復傾向に ある。加えて、項目別評定調書 において記載しているとおり、 協会による自主的な努力が行わ れ、具体的な業績改善の取組が 実施されていることを考慮し、 評定をBとした。

項目別評定全3項目のうち、 A 評定1項目、B 評定2項目で あり、かつ、以下の実績によ り、全体として中期計画におけ る所期の目標を達成していると 認められることから、国民世論 の啓発の評定を Bとする。

【PDCA サイクルの実効性の確 保】

各種調査の結果等を踏まえ、 令和5年度における「国民世論 の啓発」事業の方針を「若年層 を中心とした啓発」とし、若年 層の北方領土問題に対する関心 と理解の底上げを図り、北方領 土返還要求運動への参加につな がるよう努めた。

また、協会が実施した各事業 の参加者を対象にアンケートを 実施し、参加者の北方領土問題 に対する理解・関心度の深まり を把握するとともに、参加者の 要望を把握し次年度以降のプロ グラム策定の参考にできるよう にするなど、PDCA サイクルの

ものの、必要な資	実効性を確保している。
料や情報の提供、	
発信方法のサポー	<指摘事項、業務運営上の課題
トなどのフォロー	及び改善方策>
が必要である等の	あらゆる地域、世代の国民、
改善点も判明し	とりわけ次代を担う若い世代の
た。このような調	北方領土問題に対する理解を深
査等も勘案し、内	め、関心を高めるとともに、北
閣府と連携しつ	方領土返還要求運動への参加意
つ、事業の有効性	欲が高まるよう、引き続き、各
や費用対効果の検	種調査等も勘案し、事業の有効
証を行い、その結	性や費用対効果の検証を不断に
果に基づき、既存	行い、その結果に基づき、事業
事業の廃止や新規	の更なる改善・効率化を行って
事業の創設、職員	いく必要がある。
の関与の合理化を	
含む改善・効率化	<その他事項>
を徹底的に行う。	特になし。

4. その他参考情報

・特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I - (1) -①	北方領土返還要求運動の推進		
業務に関連する政策・	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日、		独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号
施策	内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)第一	法条文など)	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第4 条
当該項目の重要度、困	【重要度:高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民	,	予算事業 ID: 000281
難度	の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代		
	を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国		
	民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、		
	関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必		
	要。		
	【困難度:高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解		
	の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心		
	や理解の度合いなどは、その時々の社会情勢など外部要因による影響も		
	想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中		
	期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレン		
	ジングな目標を設定。		

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

主要な経年データ① 主要なアウトプッ	ト (アウトナ	1人) 情報						②主要なインプット情	胡 (財務情報	1.乃でん 昌ルマリ	関する信却)		
指標等	達成目標	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R 9 年度	<u> </u>	R 5年度	R6年度	R7年度	R 8 年度	R9年原
各年度における県民		21.4%		R o + /Z	IX + /X	R o + ×	Tt o + /X	予算額 (千円)	545,613 Ø		IX + 1/2	IX O 1/X	10 1/2
大会等各地の事業へ		, ,							内数				
の参加者について、	年度平均							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
若年層の割合	の水準を								524,167 Ø				
	上回る								内数				
北方領土問題等に関	前中期目	638 件	641 件					経常経費 (千円)	540,034 Ø				
する SNS 等による	標期間最	※前中期目標	(20.7%						内数				
各年度の情報発信の	終年度比	期間最終年	増)					経常利益(千円)	33,399				
件数	20%増	度値:						11111111111111111111111111111111111111	の内数				
		531 件						(TH)		-			
								行政コスト (千円)	550,541 Ø				
									内数				
各年度における SNS			*					従業人員数	7人				
等による情報発信の	8%増	※R4 年度:	(5.4%増)						の内数				
読者数		150,693 人											
各年度における SNS	前年度比	1,169,403 回	1,253,427 回										
等による情報発信の		**R4 年度 :	(7.2%増)										
反応数		1,169,402 回	(***= / 0 · []										

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に 配賦した後の金額を記載

・ 台事来午及の未務	に係る目標、計画、業	長務美領、年度評価に	保る目 己評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標		績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
全国各地の大	全国各地の大	(ア)全国に設置	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B
		されている北	・各年度における県民	北方領土返還要求運動に係る取組	評定:B	<評定に至った理由>
		方領土返還要	大会等各地の事業へ	・県民会議及び返還要求運動に取り		以下の実績により、北方領土
	会を提供する企画	求運動都道府	の参加者について、	組む民間団体で組織される北方領		返還要求運動の推進について、
	など北方領土返還	県民会議(以	若年層の割合が前中	土返還要求運動連絡協議会(以下		中期計画における所期の目標を
	要求運動に係る取	下「県民会	期目標期間の年度平	「北連協」という。)等が実施する		下回っているが、具体的な業績
		議」という。)		各種事業に対し、啓発資料及び資		改善の取組が実施されているこ
	年層など参加者の	や返還要求運	均の水準(21.4%)	材の提供、啓発パネル及び DVD の		とを考慮し、評定を B とする。
	裾野の拡大や、取	動に取り組む	を上回るよう、協会	貸与、講師派遣、実施経費等の支		
	組の波及効果の増	民間団体で組織される。	は、若年層の参加の	援を行った。	に、統一的なアンケートを実施した	【北方領土返還要求運動に係る
大に重点を置く。	大に重点を置く。	織される北方	拡大に向けた対策を	・また、北連協幹事団体により構成		取組】
		領土返還要求	毎年度実施する。	される北連協幹事会にオブザーバ		北方領土返還要求運動都道府
		運動連絡協議	・北方領土返還要求全	ーとして参加した。	結果を得ている。	県民会議(以下「県民会議」と
		会及びその加 盟団体等が開	国大会や都道府県等	若年層の参加の拡大等に向けた取組	県民会議等が実施する県民大会等 に対して有識者や元島民等を講師と	いう。)及び北方領土返還要求
		催する各種大	の北方領土返還要求	・各県民大会、講演会及び研修会に	to the second of	運動連絡協議会等が実施する名
		会、街頭啓		おいて、事業の効果や今後の課題		性事業に対りる又抜を通して、 全国各地における北方領土返過
		云、 同 項 名 発、キャラバ	運動に係る取組その	を的確に把握するために統一的な		
		ン、パネル展	他北方領土問題等に	アンケートを実施し、各事業への 若年層の参加状況を確認した結		を水運動を推進している。 るた、後述するように、協会 SN
		等の北方領土	関する SNS 等による	果、令和5年度は、県民大会等の	1000 - 100	を通じて各種事業の最新情報の
		に触れる機会	各年度の情報発信の	条、 〒和3年度は、 紫氏八云寺の 各事業へ参加した若年層の割合は		
		を提供する企	件数を前中期目標期	21.2% (基準値: 21.4%) となっ	South States and the state of t	· - · · · · - · · · · · · · · · · · · ·
		画など北方領	間最終年度比 20%増	21.270 (ている。各地の県民大会等の事業へ	/ - · - · · - ·
		土返還要求運	とする。	・若年層の参加を促すための取組と	の若年層の参加割合増加のため、令	各地の事業に参加した若年層の
		動に係る取組		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		については、	各年度における SNS	議、都道府県民会議代表者全国会	l	
		若年層など参	等による情報発信の	議及び各地の県民会議が開催した	I restrict the second s	
		加者の裾野の	読者数を各年度8%	ブロック会議等において、若年層	laran a servara de la	
		拡大や、取組	増とする。	の参加者増加につながった取組を	l	令和5年度は前年度に比べて対
		の波及効果の	・各年度における SNS	好事例として紹介し、参加者の裾		
		増大に重点を	等による情報発信の	野の拡大につながる事業の検討を		
		置き、実施す	反応数を前年度比増	促した。	会議ブロック会議を活用し、全国各	
		る。各種取組	(1,169,402 回から		地の取組の見える化や地域間の取組	若年層の参加の拡大に向ける
		については、			の情報共有・連携を進めている。特	対策として、都道府県推進委員
		SNS で発信す	増)とする。		に、若年層の参加促進のための各県	全国会議、都道府県民会議代表
		ることなどに	<その他の指標>		における取組や今後の取組方策等に	者全国会議及び県民会議ブロン
		より全国各地	・各年度における県民		ついて意見交換を行い、若年層の参	ク会議等において、若年層の
		の取組の見え	大会等各地の事業へ		加割合が前中期目標期間の年度平均	
		る化を図る。	の参加者について、 の参加者について、		の水準を上回ることを目指した取組	事例として紹介し、参加者の神
			若年層の参加割合増		を実施している。	野の拡大につながる事業の検討
		(イ)県民大会	加のための仕組みを	講師派遣	北方領土返還要求全国大会に対	
		(県民会議等	構築し、本中期目標		し、啓発資料の提供及び人的・財政	
		が主催して返	期間第2年度から段		的支援を行うとともに、大会の様子	
		還の訴え、啓	階的に実施する。		を SNS や特設サイトを通じてオンラ	業績改善の取組を実施している
		発等を目的に		した。	イン配信するなど、北方領土問題に	

	を 民業 を を 大へて割仕本 を 大の、合組中 を お各加年加を目かる。 は が地者層の構標ら の は の の の の の の の の の の の の の
都道府県等にお	また、各年度に
ける取組の推進に ついては、取組事 例の情報収集・発 信の強化などによ	おける県民大会等各地の事業への若年層の参加割合が前中期目標期間の

う。以下同 | <評価の視点>

行う大会をい

派遣する事業

を実施する。

(ウ)協会、県民

会議、都道府

県等の連携を

緊密にするた

めのパイプ役

として推進委

員を配置し、

協会の得た情

報の提供を行

い、その共有

を図り、返環

要求運動の推

進を図る。

(エ) 県民大会等

各地の事業へ

の参加者につ

いて、若年層

の参加割合増

加のための仕

組みを構築す

る。なお、構

築した仕組み

については、

本中期目標期

間第2年度

(令和6年

度)から段階

的に実施す

(才) 県民大会等

各地の事業へ

の若年層の参

加割合が前中

期目標期間の

年度平均の水

準を上回るよ

う、以下の会

る。

り、全国各地の取 年度平均の水準を

組の見える化、地 上回るよう、各都

域間の取組の情報 道府県民会議と連

北方領土返還要求運 じ。) 等に、研 動に係る取組につい 究者、実務 て、適切に実施して 家、元島民等 いるか。 を講師として

・ 高齢化の進む元島民については、 身体的負担軽減のため、オンライ ン会議システムを用いたオンライ ン講師派遣を引き続き実施した。

推進委員制度

・ 各地域における返還要求運動の効 果的・効率的な実施を目的とし び県民会議の三者が密に連携し、 を実施した。

若年層の参加割合増加のための仕組 みの構築

・県民大会等各地の事業における若 年層の参加者の割合増加のための 仕組みについて、各都道府県の特 性・状況を踏まえた若年層の参加 割合増加のための取組を事業実施 前に書面を通じて把握し、事業実 施後の報告において結果を得る仕 組みを構築した(令和6年度より 段階的に実施予定)。

|都道府県等における取組の推進|

- ・以下の会議を活用し、全国各地の 取組の見える化、地域間の取組の 情報共有・連携を進めている。
- ①都道府県推進委員全国会議
- ・全国の推進委員が一堂に会する会 議を4月14日に開催した(於:東

対する国民の関心度及び理解度の向 上に努めている。

協会ホームページのほか、協会 SNS を通じて、協会や関係団体が実 施する事業等の最新情報の発信に努力 めるとともに、SNS 上でのキャンペ | 師として派遣した。高齢化の進 ーンの実施や北方領土返還運動全国 | む元島民については、身体的負 強調月間に合わせた SNS を活用した 北方領土集中啓発事業の実施等を通 じて、積極的な情報発信を行った。 その結果、SNS 等による情報発信の 件数及び SNS 等の反応数は目標を達 て、都道府県知事の推薦を得て理 成した。SNS 等の読者数は、目標値 を下回るものの、概ね目標値と同水 準の結果を得ている。

> 以上、所期の目標を概ね達成して いると認められることから、Bと評 価する。

<課題と対応>

県民大会等各地の事業への参加者 のうち、若年層の参加割合増加のた | 各都道府県の特性・状況を踏ま めの仕組みの実施について、各地の 特性、各県民会議等の状況を踏まえ て、丁寧に検討を進める。

と認められる。

【講師派遣】

県民大会等に対して、北方領 土問題の有識者や元島民等を講 担軽減のため、オンライン会議 システムを用いたリモート講演 に取り組んだ。

【推進委員制度】

推進委員を47都道府県に配置 し、協会、推進委員及び県民会 議の三者が連携して、県民大会 等を開催し情報共有を図るなど の取組を行った。

【若年層の参加割合増加のため の仕組みの構築】

県民大会等各地の事業に参加 する若年層の割合増加に向け、 えた若年層の参加割合増加のた めの取組を事業実施前に書面を 通じて把握し、事業実施後に結 果の報告を得る仕組みを構築 し、令和6年度から段階的に実 施予定である。

【都道府県等における取組の推

都道府県推進委員全国会議、 都道府県民会議代表者会議及び 県民会議ブロック会議を活用 し、全国各地の取組の見える化 や、地域間の取組の情報共有・ 連携を進めている。

これらの会議では、若年層の 参加促進のための各県における 取組や今後の取組方策等につい て意見交換を行い、若年層の参 加拡大に向けて取り組んでい

【北方領土返還要求全国大会】

令和6年2月開催の北方領土 返還要求全国大会について、大

事長が任命した推進委員を 47 都道 府県に配置し、協会、推進委員及 県民大会等の開催及び署名活動 等、返還要求運動を推進する事業

,	士:	有	•	俥	推	カ
	ハる			Æ	1)5	٥
	_	北				
		全は				
	る	中え	核	的	な	彳
		効				

を進め、携し、若年層の参 加拡大に向けた対 策を各年度におい て実施する。

都道府県等にお ける取組の推進に ついては、取組事 例の情報収集・発 信の強化などによ り、全国各地の取 組の見える化、地 域間の取組の情報 共有・連携を進め る。

など、各県民 会議等と連携 し、若年層の 参加拡大に向 けた対策を講 ずる。また、 都道府県等に おける取組の 推進について は、これらの 会議の活用な どにより、取 組事例の情報 収集·地域間 の取組の情報 共有・連携を 進める。

議を開催する

- 〇 都道府県 推進委員全 国会議(4 月予定)
- 都道府県 民会議代表 者全国会議 (11 月予 定)
- 〇 県民会議 ブロック会 議(各ブロ ックの開催 県で実施)

反還要 の効果的な情報発 | 方領土問題に対す 信などを通じ、北上 方領土問題に対す | 理解度の向上に努 る国民の関心度やしめる。 理解度を高める。

北方領土返還要 (カ) 北方領土返 こつい | 求全国大会につい 環要求全国大 こおけ | ては、大会の成果 会について、 行事と一の効果的な情報発 大会の成果の の成果 | 信などを通じ、北 効果的な情報 発信などを通 る国民の関心度や じ、北方領土 問題に対する 国民の関心度 や理解度の向 京都新宿区)。

・会議では、北方領土問題への取組 に係る政府説明、令和5年度の協 会の事業計画の周知、事業実施に 当たっての課題の共有、若年層の 参加促進のための各県における取 組や今後の取組方策等についての 意見交換を行い、事業の円滑かつ 効果的・効率的な実施に向けた協 議を行った。

②都道府県民会議代表者全国会議

- ・全国の県民会議代表者が一堂に会 する会議を 11 月 30 日に開催した (於:東京都新宿区)。
- 会議では、北方領土問題への取組 に係る政府説明、令和5年度上半 期の協会の事業報告、若年層の参 加促進のための各県における取組 についての意見交換のほか、好事 例として神奈川県民会議から事業 の発表が行われるとともに、次年 度の事業についての協議及び確認 を行った。

③県民会議ブロック会議

- ・全国の県民会議を地域別に「北海 道・東北」、「関東・甲信越」、「東 海・北陸」、「近畿」、「中国・四 国」及び「九州・沖縄」の6ブロ ックに分け、ブロック毎に会議を 開催した。
- ・各ブロック会議では、内閣府及び 協会の事業報告、各県民会議等の 事業報告及び事業実施上の課題等 を共有、協議し、各ブロック内の 協力及び連携の強化を図った。

北方領土返還要求全国大会

- ・「北方領土の日」設定(昭和 56 年 1月6日閣議了解)以来、継続し て開催されている北方領土返還要 求全国大会(以下「全国大会」と いう。) に対し、啓発資料の提供並 びに人員及び実施経費の支援を行 った。
- ・全国大会の様子を協会の SNS で発 信するとともに、協会ホームペー

会の様子を SNS で発信するとと もに、特設サイトを通じてオン ライン配信し、北方領土問題に 対する国民の関心度及び理解度 の向上に努めた。

【SNS 等による情報発信】

定量的指標である北方領土問 題等に関する SNS 等による情報 発信の件数は 641 件(20.7% 増)であり、目標値である前中 期目標期間最終年度比 20%増を 達成した。また、SNS 等による 情報発信の反応数は 1.253.427 回であり、目標値である前年度 比增(令和4年度:1,169,402 回)を達成した。

一方で、SNS 等による情報発 信の読者数は 158,800 人(5.4% 増)であり、目標値である各年 度8%増を下回る結果となっ

SNS 等による情報発信につい ては、協会や関係団体が実施す る事業等の最新情報の発信に努 めるとともに、SNS 上でのキャ ンペーンの実施や SNS を活用し た北方領土集中啓発事業の実施 など、積極的な情報発信を行っ ており、SNS 等による情報発信 の件数、読者数及び反応数は、 いずれも前年度の実績を上回っ ていることからも、協会が具体 的な業績改善の取組を実施して いると認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

引き続き、若年層など参加者 の裾野の拡大や、取組の波及効 果の増大に重点を置いて、北方 領土返還要求運動に係る取組を 行う必要がある。

その際、県民大会等各地の事 業に参加する若年層の割合増加 に向け、令和5年に構築した仕 組みの実施を含め、効果的な取 組を検討し、推進していくこと

	1)=477.7	(γ) 4 Γ 1 Δ Γ Δ Γ Δ Γ Δ Γ Γ	10 V art 16 - 4
	上に努める。	ジ内に「北方領土の日」特設サイ	が必要である。
		トを設け、当日の様子をオンライ	, w II whose,
		ン配信(YouTube Live)するな	<その他事項>
		ど、国民の目に触れる機会を複数	特になし。
		提供し、北方領土問題に対する国	
		民の関心度及び理解度の向上に努力	
		めた。	
		7.20	
これら北方領	土 (キ) 北方領土返	SNS 等による情報発信	
返還要求全国大		・協会ホームページのほか、北方領	
や都道府県等の		土イメージキャラクター「エリカ	
方領土返還要求		ちゃん」及び「エリオくん」を主	
動に係る取組そ		人公にした協会 SNS を通じて、協	
他北方領土問題		会や関係団体が実施する事業等の	
に関するSNS等		最新情報の発信に努めるととも	
よる情報発信に			
いては、各年度		に、SNS 上でのキャンペーンの実 佐	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	施や2月の北方領土返還運動全国	
情報発信の件数		強調月間に合わせて SNS を活用し	
前中期目標期間:		た北方領土集中啓発事業を実施す	
終年度比 20%増		るなど、積極的な情報発信を行っ	
する。また、SN		た。	
等による情報発	信 とする。ま	・これらの取組を通じた令和5年度	
の読者数は各年	度 た、SNS 等に	における SNS 等による情報発信に	
8%增、反応数	は│ よる情報発信│	係る実績は以下のとおり。	
前年度比増とす	る の読者数は前		
よう努める。	年度比8%	<sns 等による情報発信の件数=""></sns>	
	増、反応数は	641 件(基準値:638 件)	
	前年度比増と		
	するよう努め	<sns td="" 等による情報発信の読者数<=""><td></td></sns>	
	る。 る。	>	
		媒体 令和5年度	
		X 144,933 人	
		Facebook 13,391 人	
		Instagram 476人	
		(合計) 158,800 人	
		(基準値:162,749人)	
		(盔毕胆、104,749 八)	
		<sns td="" 等による情報発信の反応数<=""><td></td></sns>	
		へいる すによる旧形光口の次心数	
		グ	
		X 1,174,578 回 Facebook 42,700 回	
		Facebook 42,790 🗉	
		Instagram 36,059 回 (合計) 1.953.497 回	
\		(合計) 1,253,427 回	
\		(基準値:1,169,403回)	
<u> </u>			

4. その他参考情報 ・特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - (1) -2	青少年や教育関係者に対する啓発								
業務に関連する政策・ 施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日、 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)第一	当該事業実施に係る根拠(個別 法条文など)	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条						
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度:高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	ビュー	予算事業 ID: 000281						

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプッ	① 主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
協会 HP に掲載する	前年度比	25,463 件	42,882 件						予算額 (千円)	545,613 Ø				
学習教材集のダウン	増	(R4 年度)	(68.4%							内数				
ロード数			増)					-	決算額(千円)	524,167 O				
										内数				
								-	経常経費 (千円)	540,034 Ø				
										内数				
									経常利益 (千円)	33,399 の内数				
									行政コスト(千円)	550,541 の 内数				
								_	従業人員数	7人 の内数				

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	ナカ証価指揮	法人の業務実	法人の業務実績・自己評価		.II.	
中朔日倧 	中朔計画	十 及 計 画	主な評価指標	業務実績	自己評価	主務大臣による評価	Щ	
全国の青少年	返還要求運動の	(ア) 返還要求運	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 A	L	

が、元島民等を交し後継者として期待 え、北方領土問題 される全国の青少 に対する積極的な 年を対象に、元島 意見交換を行う機 民や隣接地域の地 会づくりやその成 方自治体等を交 果の発信強化など により、青少年の を考え、主体的に 主体的な問題意識 意見交換を行う事 や活動への参加意 | 業を毎年度実施 欲を醸成する。

え、自ら解決策等 し、その成果の発 信強化などによ り、問題の関心と 理解を深め、主体 的な問題意識や活 動への参加意欲の 醸成を図る。

動の後継者と して期待され る全国の青少 年を対象に、 元島民や隣接 地域の地方自 治体等を交 え、自ら解決 策等を考え、 主体的に意見 交換を行う事 業も含め、以 下の事業を実 施し、事業参 加者の事後活 動を促進する ことにより成 果の発信強化 に努め、問題 の関心と理解 を深め、主体

〇 北方少年 少女交流事 業(対象: 北方領土元 居住者の3 世等/東京 / 7 月 予 定)

的な問題意識

や活動への参

加意欲の醸成

を図る。

· 内閣総理 大 臣、 内閣府特 命担当大 臣(沖縄 及び北方 対策)等 の関係大 臣に対 し、早期 解決の訴 え ・同世代の

少年·少

・協会HPに掲載する学 習教材集のダウンロ ード数を前年度比増 (25.463 件から増) とする。

<その他の指標>

・全国の青少年が、元 島民や隣接地域の地 方自治体等を交え、 主体的に意見交換を 行う事業を毎年度実 施する。

<評価の視点>

・青少年や教育関係者 に対する啓発を適切 に行っているか。特 に、国民運動として の北方領土返還要求 運動の担い手の育成 及び若年層への情報 発信強化に資するも のか。

北方少年少女交流事業

- · 北方領土隣接地域(根室市、別海 町、中標津町、標津町及び羅臼町 の1市4町)に在住する北方領土 元居住者の3世、4世等(中学 生)が北方領土問題に対する理解 と認識を深めることを目的とし て、7月26日~31日に実施した。
- 内閣総理大臣、内閣府特命担当大 臣 (沖縄及び北方対策)、外務大臣 政務官及び文部科学大臣に対し、 北方領土問題の早期解決の訴えを 行うとともに、関東・甲信越ブロ ック青少年交流会に参加した (於:山梨県)。

北方領土問題教育指導者現地研修会

- ・北方領土問題への理解と関心を深 めるとともに、学校教育現場におしを達成した。 ける北方領土教育の一層の充実に 活かすことを目的として、8月1 室市)、全国の中学校社会科教諭62 人が参加した。
- 実践、元島民の講話及び北方領土 啓発施設の視察を通して知識の定 着を図ったほか、授業構成案づく りを行った。

北方領土問題教育委員会関係者現地 研修会

- ・北方領土教育の充実及び強化を図 るため、全国 47 都道府県に設置さ れている北方領土問題教育者会議 (以下「教育者会議」という。)等 と教育委員会との協力関係を構築 し、学校教育現場における北方領 土教育の一層の充実を図ることを 目的として、10月4日~5日に開一援を行っている。 催し(於:北海道根室市)、全国の 教育委員会関係者 60 人が参加し
- ・政府による事業説明、元島民の講 話及び北方領土啓発施設の視察を 通し、知識の定着を図るととも に、「北方領土教育を充実させるた め教育委員会として出来ること」

評定:A

青少年を対象として、北方少年少 女交流事業、北方領土ゼミナール、 北方領土問題に関するスピーチコン テストを実施するとともに、教育関 係者を対象として北方領土問題教育 指導者現地研修会及び北方領土問題 | められることから、評定を A と 教育委員会関係者現地研修会を実施 し、北方領土問題への主体的な問題 意識と返還要求運動への参加意欲の 醸成を図っている。

学習教材集について、引き続き協 会ホームページで提供するととも に、新たなコンテンツの追加及び SNS 等における利活用等に向けた周 | るスピーチコンテスト等を実施 知等を行った結果、学習教材集のダ ウンロード数は昨年度のダウンロー ド数を上回る 42.882 件となり、目標 | 者現地研修会及び北方領土問題

教育者会議について、運営経費や│を実施した。 啓発資材の提供に加え、北方領土教 日~2日に開催し(於:北海道根 | 育の実践授業、パネル展、作文コン クール及び元島民等による「語り部 | 自ら解決策等を考え、主体的に 講演会」等の事業に対して、引き続一意見交換を行う工夫を講じてい ・北海道の教諭による北方領土授業|き適切に実施経費等の支援を行って|

> を開催し、参加教員に対して政府及 | 強化に努めている。これらによ び協会からの事業説明、教育委員会 による事例報告、「北方領土教育を充しや活動への参加意欲の醸成を図 実させるため教育者会議として出来 ること」をテーマにミニ協議会を実 施したほか、会議の内容や成果を教 育現場で活用することを要請するこ とにより、会議の成果を教育関係者 に適切にフィードバックしている。

北方領土青少年等現地視察事業に ついて、21 都府県の県民会議が実施 し、当該事業に対して適切に実施支

北方領土隣接地域への修学旅行等 の誘致促進について、実施元の根室 市へ経費を補助し、適切に対応して

以上、定量的目標の学習教材集の 協会ホームページに掲載する学 ダウンロード数は対前年度 168.4%で 習教材集のダウンロード数は あり、かつ当該項目は中期目標にお 42,882 件となり、目標値である

<評定に至った理由>

以下の実績により、困難度 「高」としている青少年や教育 関係者に対する啓発について、 中期計画における所期の目標を 上回る成果が得られていると認

【青少年や教育関係者に対する 各種事業の実施】

青少年を対象として、北方少 年少女交流事業、北方領土ゼミ ナール及び北方領土問題に関す するとともに、教育関係者を対 象として北方領土問題教育指導 教育委員会関係者現地研修会等

事業の実施に当たり、グルー プワークの実施など、参加者が る。また、県民会議等での成果 報告など、参加者の事後活動を 北方領土問題教育者会議全国会議 | 促進することにより成果の発信 り、参加者の主体的な問題意識 っている。

【学習教材集】

学習指導要領の内容及び学校 教育現場の ICT 化に対応した北 方領土問題に関する学習教材集 (以下「学習教材集」とい う。) について、引き続き協会 ホームページを通じて提供し、 北方領土問題教育者会議全国会 議等において周知するととも に、江戸・明治期の北方領土の 島々が掲載された地図等を新た に追加するなど充実を図った。

その結果、定量的指標である

女との交 流を通じ た北方領 十研修 〇 北方領土 問題教育指 導者現地研 修会(対 象:中学校 社会科担当 教諭等/根

- 室市/8月 予定) 〇 北方領土 問題教育委 員会関係者 現地研修会 (対象:教 育委員会関 係者/根室 市/10 月予
- ○北方領土ゼ ミナール (対象:大 学生等/根 室市/9月 予定)

定)

〇 北方領土 問題に関す るスピーチ コンテスト (対象:中 学生/2月 予定)

をテーマに協議会を行った。ま | いて困難度「高」とされていること | 前年度比増(令和4年度: 方領土洋上視察を実施した。

北方領土ゼミナール

- ・北方領土問題を正しく理解し、意 | <課題と対応> 識を高めることにより、返還要求 学生等34人が参加した。
- ・学識者による講義、元島民の講話 | 信の強化に取り組む。 及び北方領土啓発施設の視察を通 し、知識の定着を図ったほか、グ ループワークを行った。

北方領土問題に関するスピーチコン テスト

・全国の中学生を対象に、北方領土 問題を身近な問題として捉え、北 方領土問題に関する歴史等を正し く理解することを目的として、6 月 16 日~10 月 16 日にかけてスピ ーチ原稿作品を募集した。応募の あった 6,350 作品に対して第一次 審査、第二次審査(書面審査)を 経て10作品を選考の上、令和6年 2月24日に最終選考会を開催し (於:東京都千代田区)、スピーチ の様子をオンライン配信 (YouTube Live) した。

・最終選考会の結果は以下のとお

< 北方対策担当大臣賞> 「未来への鍵 北方領土」

< 内閣府北方対策本部審議官賞> 「地図上の「北方領土」」

< 独立行政法人北方領土問題対策 協会理事長賞>

「つながりの連鎖」

ブロック青少年育成事業

・県民会議と同様に、都道府県を地 域別に6ブロックに分け、より多 くの青少年の北方領土問題に対す る理解と関心を深めることを目的 として、ブロック毎に研修・交流 会を開催した。

た、船舶「えとぴりか」による北 から、所期の目標を上回る成果が得 25.463 件)を達成した。 られていると認められるため、A と 評価する。

引き続き、県民会議及び教育者会|が実施する事業に対する支援を 運動の後継者を育成することを目│議等と連携して、また、船舶「えと 的として、9月12日~14日に実施 ぴりか」の利活用を通じて、国民運 領土教育の充実・強化を推進し し(於:北海道根室市)、全国の大 動としての北方領土返還要求運動の 担い手の育成及び若年層への情報発

【北方領土問題教育者会議】

全国 47 都道府県に設置され ている北方領土問題教育者会議 | 通じて、学校教育における北方 ている。

【北方領土問題教育者会議全国 会議】

令和6年2月に北方領土問題 教育者会議全国会議を開催し、 各都道府県の教育者会議間の連 携を図るとともに、学習教材集 の利活用に向けた周知等を行っ

参加した教員に対して、会議 の内容や成果を各都道府県の教 育者会議等で報告し、教育現場 に活かすよう要請し、会議での 成果を教育関係者にフィードバ ックする取組を行っている。

【北方領土青少年等現地視察事

21 都府県の県民会議等が実施 する北方領土青少年等現地視察 事業に対して支援を行った。

また、事後活動として、事業 に参加した中学生が地元の県民 大会等で視察報告を行い、成果 の発信強化に努めた。

【北方領土隣接地域への修学旅 行等の誘致促進】

北海道根室市が実施する 「「北方領土を目で見る運動」 修学旅行等誘致事業」に対する 経費補助を通じて、北方領土隣 接地域への修学旅行等の誘致促 進に取り組んでいる。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

引き続き、県民会議及び教育

育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成し	(イでは、一般では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学なのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	ブロック教育指導者地域研修会 ・教育者会議を地域別に6ブロックに分け、各ブロック内の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての意見・情報を換を通して、北方領土問題教育して、で調者地域研修会」を開催した。 「学習教材集 ・中学校の社会科授業において北方領土問題を扱う際の一助として、学習教材集を引き続きの内容、学校教材集を引き続き品会ホームペ問題教を通じて提供し、総等習教材集を引き続き国会議等における方で、また、等習も対集にお聞知で下・明治期の北方領土の大の生活の営みがわかる写真を新たに追加した。 ・SNS 及び教育者会議全国会議等において学習教材集の利活用等に向けた周知等を行った結果、令和5年度における学習教材集のグウンロード数は 42,882 件(基準値:25,463件)となった。	者会議等と連携し、青少年及び 教育関係者に対する啓発を通じ て、返還要求運動の担い手とし ての後継者育成及び若年層への 情報発信の強化に取り組むこと が必要である。 <その他事項> 特になし。
	(ウお土実ると設る問議でに会展クめ事学け教・こし置「題」、関、、一と業校る育化を全れ方育に方る。文等る対教北 のを目国で領者の領学ネコを各しに領充図的にい土会い土習ルン始種で	北方領土問題教育者会議 ・全国 47 都道府県に設置されている教育者会議の事業の充実及び拡大を図るため、その運営経費や各県の教育者会議が実施若しくは県民会議が協力して実施する北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクール、元島民等による「語り部講演会」等の事業に対する実施経費の支援、啓発資材の提供を行った。	

適切な支援を		
行う。		
(工) 各都道府県	北方領土問題教育者会議全国会議	
の教育者会議	教育者会議間の連携強化及び情報	
間の連携を図	共有を図るとともに、今後の取組	
るとともに、	について協議を行い、教育者会議	
教材等の成果	の更なる効率的・効果的な活動の	
物の共有化等	充実を図ることを目的として、令 l	
を進めるた		
め、「北方領土」	和6年2月25日に「北方領土問題」	
	教育者会議全国会議」を開催した	
問題教育者会	(於:東京都千代田区)。	
議全国会議」	・内閣府から北方領土問題の啓発、	
(2月予定)	外務省から北方領土をめぐる日露	
を開催する。	外交の現状、文部科学省から小・	
さらに、教育	中学校等における領土に関する教	
者会議へのア	育、協会から事業等についてそれ	
ンケート等を	ぞれ説明を行うとともに、京都市	
実施すること	教育委員会より教育委員会と教育	
で、その活動	者会議の連携について事例報告が	
状況を把握	行われたほか、「北方領土教育を充	
し、同会議で	実させるため教育者会議として出	
の成果を教育	来ること」をテーマにミニ協議会	
関係者にフィ	を実施した。	
ードバックす	・参加した教員に対しては、会議の	
る。	内容や成果を、各都道府県の教育	
	者会議、県民会議、地元の共有の	
	研究会である中学校社会科研究会	
	等の場で報告し、教育現場に活か	
	すよう、要請した。	
	7 より、安明した。	
(才) 県民会議等	北方領土青少年等現地視察事業	
が実施する青	・北方領土問題を身近な問題として	
少年現地視察		
事業について	捉え、返還要求運動を継承しても	
	らうことを目的に、北方領土隣接	
適切な支援を	地域における「北方領土の視察」、	
行う。	「元島民体験談の聴講」及び「北	
	方領土啓発施設の見学」をプログ	
	ラムに含む 21 都府県の県民会議に	
	よる北方領土青少年等現地視察事	
	業に対して、実施支援を行った。	
	また、事後活動として、事業に参	
	加した中学生は、地元の県民大会	
	等での視察報告等を行った。	
(カ) 北方領土隣	北方領土隣接地域への修学旅行等の	
接地域への修	誘致促進	
学旅行等の誘	・北海道根室市が行う北方領土の洋	

致促進を実施 し、修学旅行 者の増加に結 びつけること で、今後の返 還運動におけ る後継者の育 成 推 進 を 図 る。	上視察研修、啓発施設における研修等の「北方領土学習プログラム」を取り入れた「「北方領土を目で見る運動」修学旅行等誘致事業」に対して経費を補助した。	
√ 3∘		

4. その他参考情報

特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	見する基本情報		
I - (1) - 3	国民一般に対する情報発信		
業務に関連する政策・ 施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日、 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)第一	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 1 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。 【困難度:高】問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間においても目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。	ビュー	条 予算事業 ID: 000281

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

① 主要なアウトプッ]	ト(アウトカ、	ム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R 9年度		R 5年度	R6年度	R 7年度	R8年度	R9年度
北方館、別海北方展 望塔、羅臼国後展望	標期間の	北方館: 130,789人	108,312 人					予算額(千円)	545,613 の内数				
塔の各年度の集客数	年度平均の水準を上回る	(H30,R1,R4 年度の平均)						決算額 (千円)	524,167 の内数				
	工門の (※令和 2、3	別海北方展望塔:	79,711 人					経常経費 (千円)	540,034 の内数				
	年 度 を 除く。)	74,605 人 (H30,R1,R4 年度の平均)						経常利益 (千円)	33,399 の内数				
		羅臼国後展望塔:	27,636 人					行政コスト (千円)	550,541 の内数				
		30,795 人 (H30,R1,R4 年度の平均)						従業人員数	7人 の内数				

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

,	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価								
	中朔日保	中州司四	十段 司 四	土な計価指係	業務実績	自己評価	土伤八足による	計	
	民間企業等とも	広く国民が北方	(ア) 広く国民が		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В	

方領土問題に関す|機会を提供し、国 る情報発信を大胆 民一般の問題への に強化することに 関心と理解を広げ より、北方領土問しるため、情報発信 題に触れる機会をしを大胆に強化す 提供し、国民一般しる。その際、情報 の関心と理解を広 発信の対象は若年 げる。その際、情層に重点化すると 報発信の対象は若しともに、地域ごと 年層に重点化する一の特性なども考慮 とともに、地域ごした発信を行う。 との特性なども考 SNS の活用を始め 慮した発信を行 発信ツールの多様 う。SNS の活用を 化・高度化に積極 始め発信ツールの的に対応するな 多様化・高度化に│ど、効果的な発信 積極的に対応する 方法を不断に検討 など、効果的な発しする。具体の情報 信方法を不断に検入発信に当たって 討する。具体の情 は、訴求対象を明 報発信に当たって│確にした上で、そ は、訴求対象を明しれに応じた啓発内 確にした上で、そ一容や媒体をきめ細 れに応じた啓発内」かく検討し、実施 容や媒体をきめ細しする。 かく検討し、実施 する。

これらの取組に

当たっては、各種 当たっては、各種

啓発事業につい 啓発事業につい

連携しながら、北|領土問題に触れる

これらの取組に

<主な定量的指標>

北方領土問題

に触れる機会

を提供し、国

民一般の問題

への関心と理

解を広げるた

め、情報発信

を大胆に強化

する。その

際、情報発信

の対象は若年

層に重点化す

るとともに、

地域ごとの特

性なども考慮

した発信を図

る。イメージ

キャラクター

「エリカちゃ

ん」等を活用

した SNS の活

用やホームペ

ージの充実を

引き続き図り

発信ツールの

多様化 · 高度

化に積極的す

るとともに、

効果的な発信

方法を不断に

検討する。具

体の情報発信

に当たって

は、訴求対象

を明確にした

上で、それに

応じた啓発内

容や媒体をき

め細かく検討

し、実施す

(イ) (ア) の取組

に当たって

は、特に若年

• 北方館、別海北方展 望塔及び羅臼国後展 望塔の各年度の集客 数について、前中期 目標期間の新型コロ ナウイルス感染症に より集客数が減少し た令和2、3年度を 除いた年度平均(北 方館:130,789人、別 海北方展望塔 74,605 人、羅臼国後展望塔 30.795 人) の水準を 上回るものとする。

<その他の指標>

- 四島交流事業等使用 船舶の利活用を通 じ、北方領土問題に 関する関心や理解を 広げるための取組を 促進する。
- ・啓発グッズの設置や イメージキャラクタ ー「エリカちゃん」 とのコラボレーショ ン、啓発イベントの 連携など、毎年度新 たに民間企業等から 協会の取組への協力 を得る。

<評価の視点>

・ 国民一般に対する情 報発信を適切に実施 しているか。特に、 訴求対象に応じた発 信媒体の選択と発信 内容の工夫等を通 じ、若年層をはじめ とする国民一般の関

国民一般に対する情報発信について

- ・ 各啓発事業の実施結果等について は、引き続き、協会ホームページ や SNS において実施後速やかに公 表した。
- ・広く国民に対して啓発を行うた め、北方領土イメージキャラクタ ー「エリカちゃん」及び「エリオ くん」を活用した SNS での情報発 信を引き続き実施し、特に2月の 北方領土返還運動全国強調月間に 合わせて、SNS 上の広告掲載スペ ースへの北方領土問題に関する広 告掲載やキャンペーンを実施し
- その他、各事業の実施に当たって 信ツールの多様化等に対応し、ま た県民会議、教育者会議その他民一て取り組んでいる。 間事業者等と連携・協力して、下 記の施策を実施した。

評定:B

実施した各啓発事業について、実 施結果を協会ホームページや SNS を | に対する情報発信について、中 通じて速やかに発信するとともに、 北方領土返還運動全国強調月間を中 心に SNS を活用して広告掲載を行う 等、積極的な情報発信に取り組んで

若年層を対象とした啓発の在り方 について、パンフレット等の啓発用 | る令和元年度以前の水準に回復 資料への最新情報の反映やトートバ ッグ等の啓発用資材の提供に加え いずれの啓発施設も令和4年度 て、インターネット広告及び映画館 での CM 広告等の様々な媒体を組み 合わせたメディアミックス広報を展 | による自主的な努力が行われ、 開するほか、標語・キャッチコピー は、若年層への訴求重点化及び発しの募集を通じて、若年層に重点化ししされていることを考慮し、評定 た情報発信に新たな手法を取り入れしをBとする。

> 船舶「えとぴりか」の利活用につ 【国民一般に対する情報発信】 いて、「一般公開」を実施し、国内3 か所における開催を通じて、北方領 土問題に対する関心・理解を広げる 成果が得られた。

北方領土隣接地域の事業との連携|標語・キャッチコピーの募集、 については、引き続き当該地域の紹 | 協会ホームページや SNS によ 介等を SNS で発信するほか、北隣協 る情報発信等を行った。令和5 との共催により、船舶「えとぴり | 年度は、多様な媒体を組み合わ か」を活用した「青少年・北方領土」せたメディアミックス広報を新 クルージング」を企画するなど、効したに実施し、若年層に対象を重 果的な連携に取り組んでいる。

民間事業者との連携については、 県民会議と連携して、民間事業者が 事業に用いる配布物等に北方領土イ メージキャラクターを掲載して利用 | 用】 者に訴求するほか、商業・公共施設 での展示のために啓発用パネルを貸 与するなど、啓発効果を高める取組 を実施している。

啓発施設の集客数については、所 在する北海道根室振興局管内の観光 | 実施し、延べ6,216人が来場し 入込客数が令和元年度水準に回復しした。北方領土関連イベントに初 ない中、全施設ともに前年度の実績しめて参加した来場者が全体の を上回る集客を得ており、回復傾向 にある。また、来館者アンケートの 最新の日露関係等の情勢内容を更 | 見直しに着手し、周辺の観光客の動 | 関心や理解を広げることができ 新し、県民会議等に提供し、県民 向等を把握する取組を行っている。

<評定に至った理由>

以下の実績により、国民一般 期計画における所期の目標を下 回っているが、啓発施設の集客 数については、啓発施設が所在 する根室振興局管内の令和5年 度の観光入込客数が、新型コロ ナウイルス感染症の影響を受け していない外部要因がある中、 の実績を上回る集客を得ており 回復傾向にあるとともに、協会 具体的な業績改善の取組が実施

広く国民一般の北方領土問題 | に対する関心と理解を広げ、返 還要求運動の裾野を拡大するた め、啓発用資料・資材の作成、 点化した情報発信に取り組ん

【船舶「えとぴりか」の利活

北方四島交流等事業使用船舶 「えとぴりか」(以下「船舶 『えとぴりか』」という。)の一 般公開を、横浜港で3日間、神 戸港で2日間、別府港で2日間 90%以上を占めており、広く国 民一般に北方領土問題に関する たことは評価できる。

啓発用資料・資材の作成

・北方領土問題の理解・認識を深め るためのパンフレットについて、 大会、研修会、キャラバン、署名 引き続き、協会 SNS 等において啓発

て、特に若年層の一て、特に若年層の 層を対象に、 割合の増加を目指制合の増加を目指 これまで運動 し、これまで運動し、これまで運動 に参加したこ

る。

	なす在	参いいり施	国よ方	民うを	がな検]

___ ことの | に参加したことの 接しやない国民が接しや |啓発の||すいような啓発の |計し、 | 在り方を検討し、 実施する。

とのない国民 にも接しやす いような啓発 の在り方を検 討した上で以 下の事業を実 施する。

- パンフレ ット等の 啓 発 用 資 料・資材の 作成
- メディア ミックス広
- 標語・キ ャッチコピ ーの募集
- 協会ホー ムページや SNS を利用 した、事業 実績等コン テンツの谏 やかな更新 などの情報 発信
- 〇 国民一 般、取りわ け若い世代 が北方領土 問題に対す る関心を高 めるための 地方イベン トと連携し た事業

心と理解を深めるこ とに資するものか。

- 世論の啓発を図った。
- ・啓発資材として、トートバッグ、 啓発用ボールペン、蛍光ペン及び クリアファイルの作成を行い、県 民会議や連携する民間団体等を通しる。 じて配布することで国民啓発を行 った。

メディアミックス広報

め、様々な媒体を組み合わせたメ ディアミックス広報を新たに実施 した。

「WEB サイト広告]

令和6年2月1日~29 日にかけ て、"Yahoo!"ウェブサイトのトッ プページに協会ホームページに誘 導する広告を掲載し、325,592件の クリック数を得た。

「インターネットテレビ広告】

令和6年2月1日~29 日にかけ て、テレビ番組をインターネット で放映する"TVer"に動画広告を掲 載し、272,675回の再生数を得た。

「インターネットラジオ広告】

令和6年2月1日~29 日にかけ て、ラジオ番組をインターネット で放映する"Radiko"に音声広告を 展開し、238.061 回の再生数を得

「映画館での CM 広告]

12月1日~令和6年2月1日に かけて、映画本編上映前の映画館 場内暗転のタイミングで放映する CM動画を東京都、愛知県及び大阪 府内の 10 館で 4,055 回上映し、 106.020人(動員数)に訴求した。 「新聞・雑誌広告]

小中高生を読者層とする各媒体 に北方領土問題の基礎知識が学べ るカラー広告を掲載した。

<掲載媒体>

	• •	
媒体	掲載日等	発行部数
読売 KODOMO 新聞	令和6年 1月22日	205,254 部

活動等において活用を促すことに | 施設を含めた北方領土隣接地域の紹 | より、北方領土問題に対する国民 | 介を積極的に行うこと等により、来 | 間企業等との連携 | 館者の増加に努める。

> 以上、所期の目標を達成している と認められることから、Bと評価す

<課題と対応>

各啓発施設の「来館者アンケー ト」について、来館者の感想及び周 ・北方領土問題への関心を高めるた | 辺の観光客の動向等をより正確かつ 効率的に把握するため、質問項目及 び回答・集計手法を整備し、配布の 上、集計を開始する。

【北方領土隣接地域の事業や民

協会 SNS において引き続き 北方領土隣接地域の紹介を行っ たほか、民間企業が事業に用い る配布物等に北方領土イメージ キャラクターを掲載するなど、 県民会議と連携して民間企業か らの協力を得た。

【啓発施設】

定量的指標である啓発施設の 集客数は、北方館が 108.312 人、別海北方展望塔が 79,711 人、羅臼国後展望塔が27.636 人であり、目標値である前中期 目標期間の年度平均の水準(令 和2、3年度を除く。北方館 130.789人、別海北方展望塔 74.605 人、羅臼国後展望塔 30.795人) を別海北方展望塔は 上回ったが、北方館及び羅臼国 後展望塔は下回る結果となっ

啓発施設の集客数について は、啓発施設が所在する根室振 興局管内の令和5年度の観光入 込客数が、新型コロナウイルス 感染症の影響を受ける令和元年 度以前の水準に回復していない 外部要因がある中、いずれの啓 発施設も令和4年度の実績を上 回る集客を得ており、回復傾向 にある。加えて、協会 SNS に おいて啓発施設を含めた北方領 土隣接地域の紹介を積極的に行 うとともに、来館者の動向をよ り的確に把握するため来館者ア ンケートの見直しに着手してお り、協会が自主的な努力を行 い、具体的な業績改善の取組を 実施していると認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

啓発施設については、周辺の 観光客の動向などの外部環境も

また、四島交流 事業等使用船舶で、 事業等使用船舶で、 事業等度用船舶で、 事業用を通じ、 事業用を通じ、 力方領土問題に関った。 がるための取組を でいるための取組を にずるための取組を に変する。	(ウ) 題心げ的流船り用実 地にやるに事舶かし施 北にやるに事舶かし施 間関広目交用び活を	旅元	踏まえ、引き続き、来館者の動 向をより的確に把握した上で、 効果的な取組を検討し、集客数 の増加に努めることが必要であ る。 <その他事項> 特になし。
		日程 実施場 来場者 所 数	

	<u>, </u>		
		10 月 7 日~ 根室市 _	
		8日 (※) -	
		10月20日~ 3,274	
		10 ∃ 28 ∃ ~ 2 424	
		11 月 4 日 ~ 別府市 518 人	
		5日	
		(※) 荒天によ (合 6,216	
		り中止 計) 人	
また、北方領土 また、北方領土	(エ)北方領土隣	北方領土隣接地域の事業との連携	
隣接地域の事業と 隣接地域の事業と	接地域の事業	・北方領土イメージキャラクター	
連携するなどによ 連携するなどによ	と連携するな	「エリカちゃん」及び「エリオく	
り、北方領土を直り、北方領土を直		ん」を主人公にした SNS におい	
接見る機会の増加接見る機会の増加		て、北方領土隣接地域(根室市、	
も含め、実感を伴しも含め、実感を伴		別海町、中標津町、標津町及び羅	
った理解の浸透にしった理解の浸透に		日町の1市4町)の紹介等を引き	
も取り組む。北方しも取り組む。民間		続き発信した。	
館等の啓発施設に一企業等との連携を			
		・北方領土隣接地域振興対策根室管	
ついても、情報発し進め、内閣府の協		内市町連絡協議会(北隣協)との	
信の強化などによりも得つつ、啓発		共催により、船舶「えとぴりか」	
り、集客力を向上 グッズの設置やイ		を活用した「青少年・北方領土ク	
させる。 メージキャラクタ		ルージング」(9月 17 日)を企画	
		したものの、実施日の直前に船員	
ん」とのコラボレ		の新型コロナウイルス感染が判明	
ーション、啓発イ		したことから中止となった。	
ベントの連携な			
ど、毎年度、新た	(オ)(イ)の事業	民間企業等との連携	
に民間企業等から		・バス時刻表への北方領土イメージ	
協会の取組への協		キャラクター「エリカちゃん」の	
力を得られるよう	携を進め、内	イラスト掲載や路線バス車内等で	
	閣府の協力も	の広告掲示(青森県民会議)、商業	
	得つつ、啓発	施設でのパネル展示(和歌山県民	
	グッズの設置	会議)及び公共施設でのパネル展	
	やイメージキ	示(於:長崎空港・長崎県民会	
	ャラクター	議)用として啓発用パネルを貸与	
	「エリカちゃ	した。	
	ん」等とのコ		
	ラボレーショ		
	ン、啓発イベ		
	ントの連携な		
	ど、新たに民		
	間企業等から		
	協会の取組に		
	対する協力を		
	得られるよう		
	11 240 B 7		

	努める。		
北方領土を	目で(カ)北方領土を		
見る運動の一類	環と 目で見る運動	・啓発施設が所在する北海道根室振	
して設置される	た北 の一環として	興局管内の令和5年度の観光入込	
方館、別海北海	方展 設置された北	客数が新型コロナウイルス感染症	
望塔及び羅臼	国後 方館、別海北	の影響を受ける令和元年度以前の	
展望塔の啓発力	施設 方展望塔及び	水準に回復していないところ、令	
については周辺	辺の 羅臼国後展望	和5年度における北方館(根室	
観光客の動向	など 塔の啓発施設	市) の来館者数は 108,312 人(基	
の外部環境も	踏ま については周	準値:130,789 人・令和4年度:	
え、情報発信の	の強 辺の観光客の	99,575人)、別海北方展望塔(別海	
化などにより、	各動向などの外	町)の来館者数は 79,711 人(基準	
年度の集客数	が前 部環境も踏ま	値: 74,605 人・令和4年度:	
中期目標期間	の新 え、情報発信	70,569人)、羅臼国後展望塔(羅臼	
型コロナウイク	ルス の強化などに	町)の来館者数は 27,636 人(基準	
感染症により	集客 より、集客数	値: 30,795 人・令和4年度:	
数が減少した。	令和 が前中期目標	23,912 人)であった。	
2、3年度を	除い 期間の新型コ	・啓発施設来館者の感想及び周辺の	
た年度平均の	水準 ロナウイルス	観光客の動向等をより正確かつ効	
を上回るよう	努め 感染症により	率的に把握するため、各館の「来	
る。	集客数が減少	館者アンケート」の質問項目及び	
	した令和2、	回答・収集手法の見直しに着手し	
	3年度を除い	た。	
	た年度平均の		
	水準を上回る		
	よう努める。		

4. その他参考情報

・特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 セグメント別評定調書兼項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I - (2)	四島交流事業									
業務に関連する政策・ 施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日、 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)第二		独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 2 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 4 条の 2							
当該項目の重要度、困 難度		関連する政策評価・行政事業レ ビュー	予算事業 ID: 000281							

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプッ	① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R 7年度	R8年度	R 9年度		R 5年度	R6年度	R 7年度	R8年度	R 9年度
各事業に関連する情	一事業当	一事業当	_					予算額 (千円)	318,688				
報発信の件数	たり協会	たり協会	※全ての										
	から 100	から 100						決算額 (千円)	223,347				
	件以上、	件、参加							,				
	参加者							経常経費(千円)	217,155				
	(50 人を		できず、					性市性貝(111)	217,100				
		から 300						何光が (イ田)	101 100				
	ら 300 件	17	に関する					経常利益(千円)	101,199				
	以上		発信はな										
			U₀					行政コスト (千円)	217,155				
								従業人員数	4人				

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価			
	下朔口惊	下朔 山 凹		土な計画担保	業務実績	自己評価	土物八色による計画			
	北方領土問題の	北方領土問題の	① 日露関係等の情	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B			
	解決を含む日露間	解決を含む日露間	勢変化に応じた	・各事業に関連する情	・北方四島在住ロシア人と元島民及	評定 : B	<評定に至った理由>			
	の平和条約締結問	の平和条約締結問	内閣府等の方針	報発信が一事業当た	び返還運動関係者等との相互交流	北方四島在住ロシア人と元島民、	以下の実績により、四島交流			
	題が解決されるま	題が解決されるま	等に機動的かつ		について、全6回(訪問事業4	返還運動関係者等との相互交流につ	事業について、ロシアによるウ			
	での間、相互理解	での間、相互理解	適切に対応する	り協会から 100 件以	回、受入事業2回)の実施を計画	いて、結果として見送りを余儀なく	クライナ侵略を受けた日露関係			
	の増進を図り、問	の増進を図り、問	ことを前提とし	上、参加者(50 人を	し、ロシアによるウクライナ侵略		等の情勢という予測し難い困難			
	題の解決に寄与す	題の解決に寄与す	て、北方領土問	想定)から300件以上		じ、船内の感染症対策等の確認を行				
	るため、関係機	るため、関係機	題の解決を含む	行われるよう、協会	事業の実施の見通しが立たない状	い、事業の再開に万全を期すととも	業務が実施できなかったが、協			
	関・団体と連携		日露間の平和条	は必要な措置を講ず		に、四島交流等事業の実施の見通し				
	し、北方四島在住	し、各年度の計画	約締結問題が解	る。	との合意等に向け、接触を図っ	が立たない間の別途の事業に係る必	れ、具体的な業績改善の取組が			
		• • • • • •	決されるまでの	3 0	た。	要な検証等を行い、いずれにおいて				
			間、相互理解の	17 0 h 0 + 1 + 1 = 1	・事業実施に懸念がある状況である		評定をBとする。			
	者等との相互交流		増進を図り、問	<その他の指標>		また、国民世論の啓発への波及効				
	を着実に実施す	還運動関係者等と	題の解決に寄与	・各事業に関連する情	況となった際に、高齢となった元	果を高める観点から船舶「えとぴり				

る。特に、日露関一の相互交流を着実 係等の情勢変化に に 実施 する。 特 応じた内閣府等の一に、日露関係等の 方針に基づき、体 情勢変化に応じた 制の整備も含め、 機動的かつ適切に基づき、体制の整 対応する。

内閣府等の方針に 備も含め、機動的 かつ適切に対応す る。

するため、関係 機関・団体と連 携し、計画に基 づき、各回の北 方四島在住ロシ ア人と元島民、 返環運動関係者 等との相互交流 を実施する。

- 報発信を積極的に行 うため、協会は従来 よりも多様な媒体を 用いた発信など、よ り多くの国民の関心 を喚起するための工 夫を行う。
- ・国民一般の北方領土 問題に関する関心や 理解を広げる上で有 益な参加者について 検討し、それらの者 が参加する交流事業 を毎年度実施する。
- ・交流プログラムにつ いて、相互理解の増 進に加え、国民世論 の啓発への波及効果 の増大にも資する企 画を毎年度検討し、 実施する。
- ・前中期目標期間にお いて構築した、事業 参加者による事後活 動について発信する 仕組みについて、効 果を検証し、改善を 実施する。

加えて、国民世 論の啓発への波及 論の啓発への波及 効果を高める観点 効果を高める観点 から、国民一般のから、国民一般の 北方領土問題に関し北方領土問題に関 する関心や理解を 広げる上で有益な 広げる上で有益な 者の参加や交流プー者の参加や交流プ ログラムの工夫をログラムの工夫を 図るとともに、事図る。各事業に関 業成果についての「連する情報発信を 徹底的かつ継続的│積極的に行うた な情報発信(事業)め、従来よりも多 参加者による積極 様な媒体を用いた

加えて、国民世 ② 国民世論の啓発 への波及効果を 高める観点か ら、国民一般の 北方領土問題に する関心や理解を 関する関心や理 解を広げる上で 有益な者の参加 や交流プログラ ムの工夫を図 る。また、各事 業に関連する情 報発信を積極的 に行うため、従 的な発信の推進を一発信など、より多 来よりも多様な 含む。)、事業参加 くの国民の関心を 媒体を用いた発 者による事後活動 | 喚起するための工 信など、より多

<評価の視点>

・各年度の計画に基づ き、各事業を適切に 実施しているか。特 に、日露関係等の情 勢変化に応じた内閣 府等の方針に基づ き、体制の整備も含 め、機動的かつ適切 に対応しているか。

流等事業に参加し、船舶「えとび りか」の安全かつ安定的な運航を 確実なものとするため、船内の感 染症対策や四島交流等事業の実施 の見通しが立たない間の別途の事 運航を8月7日~8日に実施し、 28 人が参加した。

- 及び根室保健所の協力を得て、装 合の対応、船外への搬送経路の確 認等を行い、それぞれに対して講 評を得た。
- 況となった際に、安全かつ安定的 とから、Bと評価する。 な運航が可能となるよう万全の対 応をとっていたものの、日露関係 等の情勢に目立った進展は見られ 儀なくされた。
- 通しが立たない間、元島民の故郷 め、別途の事業として、船舶「え とぴりか」を使用した洋上慰霊 を、関係機関と連携して実施した | 策等を実施する。 (詳細は項目別評定調書 I -(4) - ③を参照。)。
- ・ 日露関係等の情勢により、実績な し。
- ・なお、国民世論の啓発への波及効 果を高める観点から、船舶「えと ぴりか」を利活用した啓発施策を 企画し、国内3か所で実施した (詳細は項目別評定調書 1 -(1) - ③を参照。)。

島民等の参加者が安心して四島交」か」による啓発施策を企画し、国内 3か所で実施した。

ロシアによるウクライナ侵略を受 けた日露関係等の情勢という、法人 によりコントロールしがたい困難な | 略を受けた日露関係等の情勢に 業に係る検証等を目的とした試験 外部要因により、結果として四島交り 流事業に係る所期の業務実績が得ら れていないものの、左欄の各施策を ・感染症対策については、根室病院 | 通じて法人として可能な限り最大限 | ┃の取組を行い、本事業の再開へ備え┃的な運航を可能とし、参加者が 備品の確認や有症者が発生した場しるとともに、別途の事業を実施した こと、また、国民世論の啓発への波 及効果を高めていることを踏まえ、 所期の目標を達成していると同等の ・このように、事業が再開できる状 成果を得られていると認められるこ

<課題と対応>

日露関係等の情勢により本事業の ず、結果として事業の見送りを余|実施が見通せない状況ではあるもの の、引き続き関係府省等と緊密に連 ・なお、四島交流等事業の実施の見|携し、今後の日露関係等の情勢の変| 化に適切に対応し、事業が再開可能 を訪問したいとの思いに応えるた。な状況となった際には、速やかに実 施できるよう準備を整えるととも に、船舶「えとぴりか」の利活用方 | とは評価できる。

> また、四島交流等事業に使用する 船舶の利用に係る調査を行う。

【北方四島在住ロシア人と元島 民、返還運動関係者等との相互 交流の実施】

北方四島交流等事業につい て、ロシアによるウクライナ侵 より事業の実施の見通しが立た ない状況が続く中、事業が再開 可能な状況となった際に船舶 「えとぴりか」の安全かつ安定 安心して事業に参加できるよ う、試験運航を実施し、事業の 再開に備えた。また、元島民の 故郷を訪問したいとの思いに応 えるため、別途の事業として、 関係機関と連携して、船舶「え

とぴりか」を使用した北海道本 島側の洋上からの北方領土慰霊 (以下「洋上慰霊」という。) を実施した。さらに、国民世論 の啓発への波及効果を高める観 点から、船舶「えとぴりか」の 一般公開を実施し、広く国民一 般に北方領土問題に関する関心 や理解を広げることができたこ ロシアによるウクライナ侵略

を受けた日露関係等の情勢とい う予測し難い困難な外部要因に より、結果として事業を実施で きなかったが、上述したとお り、協会が自主的な努力を行 い、具体的な業績改善の取組を 実施していると認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

ロシアによるウクライナ侵略 を受けた日露関係等の情勢によ り、事業を実施できていない状 況にあるが、引き続き、日露関 係等の情勢変化に適切に対応 し、事業が再開可能な状況とな った際には、速やかに実施でき るよう、準備を整えることが必 要である。

を推進する。	夫を行う。また、 事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から 100 件以上、参加者	くの国民の関心 を喚起するため の工夫を行う。 また、事業に関 連する情報発信		<その他事項> 特になし。
	(50 人を想定)から 300 件以上行われるよう必要な措置を講ずる。	が一事業あたり 協会から 100 件 以上、参加者から 300 件以上行 われるよう必要 な 措 置 を 講 ず る。		
者のニーズも踏ま えつつ、学術・文 化・スポーツなど の専門家・団体と も連携し、相互理 解の一層の増進に	に者え化のも解加啓の企した方るげ加し参をるでつのつ・専連のえ発増画、、領関る者、加毎でつのの・・、の民渡も年が、も術ツ団相増世及資度る般に解益ての流実が、も術ツ団相増世及資度る般に解益での流実が、も術ツ団相増世及資度る般に解益での流実が、もが、は、の民渡も年す一題理有いら交度を踏・な体互進論効す検。の関をな検者事施と加ま文どと理にの果る討ま北す広参討が業す	③ ② ② ② ② の の の の の の の の の	・日露関係等の情勢により、実績なし。	
	前中期目標期間において構築において構築にた、事業参加に出まる事後活動に出いて、対について、対について、対について、対にし、改善を実施する。	④ 前中期目標期間において構築は た、事業参による事後信に についる仕組みに る仕組み果を検 し、 ひ、 も、 ひ、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、	・日露関係等の情勢により、実績なし。	

毎年度の事業の	毎年度の事業の	⑤ 事業の PDCA サ	・日露関係等の情勢により、実績な	
PDCA サイクルを	PDCA サイクルを	イクルをより実	L.	
より実効的に機能	より実効的に機能	効的に機能させ		
させるため、関係	させるため、関係	るため、関係団		
団体等の意見を聞	団体等の意見を聞	体等の意見を聞		
きながら、課題と	きながら、課題と	きながら、課題		
改善策をとりまと	改善策をとりまと	と改善策を取り		
めて内閣府に報告	めて内閣府に報告	まとめて内閣府		
し、改善の実現を	し、改善の実現を	に報告し、改善		
図る。	図る。	の実現を図る。		

4. その他参考情報

・特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 セグメント別評定調書兼項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I - (3)	調査研究						
業務に関連する政策・		当該事業実施に係る根拠(個別	独立行政法人北方領土問題対策協会法第11条第3号				
施策		法条文など)					
当該項目の重要度、困		関連する政策評価・行政事業レ	予算事業 ID: 000281				
難度		ビュー					

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
各年度における調査	前年度の	12 件	14 件						予算額 (千円)	27,213				
研究結果の引用件数	水準以上	(R4 年度)												
各年度における調査	前年度の	528 件	757 件						決算額 (千円)	10,826				
研究結果の利活用件	水準以上	(R4 年度)												
数														
									経常経費 (千円)	10,476				
								=	経常利益 (千円)	16,936				
								-	行政コスト (千円)	10,476				
								-	従業人員数 (千円)	4人				
)	<u> </u>	<u> </u>		1					77 65 67 14 65 67 1 1 4 1 1 67	== ±6				

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価	
中朔日保	中州山凹	十月四四	土な計画担保	業務実績	自己評価	土物八邑による計画	
北方領土の現状	北方領土の現状	① 北方領土の現状	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
や北方領土問題の	や北方領土問題の	や北方領土問題	・各年度における調査	・令和2~令和4年度に、北方領土	評定:B	<評定に至った理由>	
経緯などに関する	経緯などに関する	の経緯などに関	研究結果の引用・利		収集等事業について、既に受け入		
情報・資料を保有	情報・資料を保有	する情報・資料		滅失を防ぎ、一元的に管理・活用	れた資料に対するインターネット公	について、中期計画における所	
する機関として、	する機関として、	を保有する機関	活用の件数を測定	することを目的として実施した	開に向けた準備を着実に進め、「北方	期の目標を達成していると認め	
北方領土や北方領	北方領土や北方領	として、北方領	し、前年度の水準	「北方領土関連資料の調査、収	領土バーチャル資料館」において公	られることから、評定を B とす	
土問題の最新動向	土問題の最新動向	土や北方領土問	(引用件数:12 件、	集・整備、活用事業」(以下「収集	開することにより、県民会議等の返	る。	
を踏まえ、関係機	を踏まえ、関係機	題の最新動向を	利活用件数:528件)	等事業」という。) について、令和	還要求運動関係機関を含めて広く国		
関等にとって最も	関等にとって最も	踏まえ、関係機	以上とする。	4年度末までに収集した資料のう	民に周知している。	【調査研究の実施】	
関心の高いテーマ	関心の高いテーマ	関等にとって最	y.—	ち、旧ソビエト軍占領前後の北方			
を選定して調査研	を選定して調査研	も関心の高いテ	<その他の指標>	四島における写真、古地図等資料	ブザーバーとして参画し、特に収集	施した「北方領土関連資料の調	
究を実施する。各	究を実施する。そ	ーマを選定して		のインターネット公開に向けた準	等事業で得られた資料に係る補足説	査、収集・整備、活用事業」に	
調査研究成果につ	の際には、前中期	調査研究を実施	・前中期目標期間に得	備を行った(インターネット公開	明及び啓発事業でのデジタル・アー	ついて、事業を通じて収集した	
いては、積極的に	目標期間に得た、	する。その際に	た、調査研究結果を	については、下記③を参照。)。	カイブの利活用の可能性等について		

発信し、利活用を|調査研究結果を利 促進する。また、「活用した者からの」 調査研究の結果や|調査研究内容につ 収集資料を有機的しいての評価を踏ま に組み合わせ、一 般国民の閲覧に供し間に実施する調査 したり、啓発・教団研究に反映させ 育のためのツールる。 として活用したり る。

え、今中期目標期

前中期目標期間 できるものとす」に得た評価の多く が、元島民の資料 収集事業を評価す る意見であった。 このような意見及 び元島民の高齢化 が進んでいる現状 に鑑み、今中期目 標期間において は、元島民の体験 談の記録・収集等 を行う。あわせ て、本事業の安定 的な実施を確保す るための体制整備 も行う。

は、前中期目標 期間に得た、調 査研究結果を利 活用した者から の調査研究内容 についての評価 を踏まえ、今中 期目標期間に実 施する調査研究 に反映させる。

前中期目標期 間に得た評価の 多くが、元島民 の資料収集事業 を評価する意見 であった。この ような意見及び 元島民の高齢化 が進んでいる現 状に鑑み、今中 期目標期間にお いては、元島民 の体験談の記 録・収集等を行 う。あわせて、 本事業の安定的 な実施を確保す るための体制整 備も行う。

令和5年度に おいては、体験 談の記録・収集 方法、記録・収 集した体験談の 活用方法等につ いて検討を行 う。

調査研究成果に ②調査研究結果に ついては、積極的 ついて、積極的 に発信し利活用を に発信し利活用 を推進するとと 推進するととも に、各年度におけ もに調査研究結 る調査研究結果の 果の引用・利活 引用・利活用の件 用の件数を前年 度の水準以上と 数を測定し、前年 度の水準以上とす する。

利活用した者からの 調査研究内容につい ての評価を踏まえ、 今中期目標期間に実 施する調査研究に反 映させる。

- ・調査研究結果につい て、県民会議等の返 環要求運動に携わる 関係機関等へ周知を 行う仕組みを構築 し、積極的に周知を 行う。
- ・調査研究の結果や収 集資料等を組み合わ せた啓発資料・教育 のためのツールを作 成する。

<評価の視点>

・ 返還要求運動や協会 が関わるその他の啓 発活動を的確かつ効 果的に推進する調査 研究を実施している か。

- で、ストーリーを描き出し、当時している。 の生活の証を様々な角度から直感 みの検討として、内閣府において 「北方領土ストーリーテリング・ 有識者会議」(以下「有識者会議」 という。) が開催され、オブザーバ ーとして参画した。
- ・協会はオブザーバーとして、令和 4年度までに収集した資料の所 有・作成者、作成・発行等年代等しる。 のほか、利用等されていた地名及 び年代等に関する詳細な情報を含 むリストを提供した。また、全5 回開催された有識者会議におい 啓発事業でのデジタル・アーカイ ブの利活用の可能性等について意 見を申し述べた。
- ・協会ホームページ及び YouTube チ ャンネルにおいて公開している元 島民の体験談動画(全45名分)に ついて、将来のデジタル・アーカ イブへの搭載をアーカイブ事業に おいて検討する際に、そのリスト 作成等に協力した。

協会ホームページにおいて、平成 23 年度以降の調査研究成果を公表 しているところ、令和5年度にお ける調査研究結果の引用数は 14 件 (基準値:12件)、利活用数は757 件(基準値:528件)であった。

機的に連携させて視覚化すること | 験談動画のリスト化等、適切に対応 | 会ホームページ上の「北方領土

調査研究結果の引用数及び利活用 開するとともに、県民会議等の 的に訴えかけることができる仕組 | 数について、いずれも基準値を達成 | 関係機関を含めて広く国民に周 している。

啓発・教育のためのツールについ | ジに掲載する学習教材集に、事 アーカイブ構築のための調査」(以一て、学習教材集において収集等事業 | 業を通じて収集した江戸・明治 下「アーカイブ事業」という。)が「で得られた写真等資料を新たに追加」期の北方領土の島々が掲載され 実施された。当事業において、「北したほか、将来のデジタル・アーカ」た地図等を新たに追加した。 方領土ストーリーテリング・アー | イブの構築に向けて、必要となる検 | カイブ構築のための調査に関する | 計事項等について自主的に他機関の | する「北方領土ストーリーテリ 類例を調査するなどの取組を実施しレグ・アーカイブ構築のための ている。

> 以上、所期の目標を達成している と認められることから、Bと評価す

<課題と対応>

アーカイブ事業の成果を踏まえ、 デジタル・アーカイブ・システムの て、収集資料に係る補足説明及び|構築に向けた要件定義等所要の業務 を実施する。

・令和5年度に、多元的な史料を有 │ 意見を申し述べるほか、元島民の体 │ 古写真及び古地図等の資料を協 バーチャル資料館」において公 知した。また、協会ホームペー

令和5年度は、内閣府が実施 調査」において開催された有識 者会議にオブザーバーとして参 画し、デジタル・アーカイブへ の搭載を念頭に、事業を通じて 収集した資料や元島民の体験談 をまとめたリストの作成に協力 した。

定量的指標である調査研究結 果の引用件数は14件であり、目 標値である前年度の水準(令和 4年度:12件)を上回った。ま た、調査研究結果の利活用件数 は 757 件であり、目標値である 前年度の水準(令和4年度: 528件)を上回った。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

引き続き、元島民の体験談の 記録・収集等の安定的な実施を 確保するための体制整備を行う ことが必要である。

<その他事項> 特になし。

るよう努める。ま ③ 県民会議等の返	・令和4年度の収集等事業において	
た、調査研究結果	収集した古写真及び古地図等の資	
について、県民会 わる関係機関等	料を「北方領土バーチャル資料	
議等の返還要求運 へ調査研究結果	館」において公開し、県民会議等	
動に携わる関係機 を周知する仕組	の返還要求運動に携わる関係機関	
関等へ周知を行うしみを構築し、積し	を含めて広く国民に周知した。	
仕組みを構築し、 極的に周知を行		
う。		
カスログの仕用 (A) 細木ログの仕用	学羽 粉 壮焦 (百 日 川 荻 字 钿 妻 T	
調査研究の結果 ④ 調査研究の結果	・学習教材集(項目別評定調書 I -	
や収集資料を有機や収集資料を有機がある。	(1) - ② (イ) 参照) におい	
的に組み合わせた 機的に組み合わ	て、上記①の収集等事業において	
啓発・教育のため せた啓発・教育	得られた江戸・明治期の北方領土	
のツールを作成す のためのツール	の島々が掲載された地図や、戦前	
る。 を作成する。	の日本人の生活の営みがわかる写	
	真資料を新たに追加した。	
	・内閣府によるアーカイブ事業を受	
	けて、デジタル・アーカイブの構	
	築に向けて、先行事例として資料	
	の展示、デジタル化及びデータベ	
	ース運用等を行う広島平和記念資	
	料館に要件定義等に必要となる検	
	計事項等のヒアリングを行った。	

4. その他参考情報

特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 セグメント別評定調書兼項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I - (4)	元島民等の援護								
業務に関連する政策・ 施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日、 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)第三		独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 4 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 5 条、第 5 条の 2						
当該項目の重要度、困 難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID: 000281						

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報		②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)										
指標等 達成目標 基準値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			R5年度	R 6 年度	R7年度	R8年度	R9年度
							予算額(千円)	335,960				
							決算額(千円)	235,536				
							経常経費 (千円)	228,659				
							経常利益 (千円)	107,707				
							行政コスト(千円)	228,659				
							従業人員数	4人				

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記

3. 各事業年度の	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価	
中朔日保	中州可凹	十段可凹	土な計画指標	業務実績	自己評価	土務八臣による計画	
元島民等が	置か 元島民等が置か	① 元島民等が置か	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B	
れている特殊に	な事 れている特殊な事	れている特殊な	・なし	元島民等が行う活動に対する支援	評定 : B	<評定に至った理由>	
情及び元島民	の高 情及び元島民の高	事情及び元島民	0, 0	元島民等により構成される(公社)	千島連盟により実施される元島民	以下の実績により、元島民	
	いる 齢化が進んでいる	の高齢化が進ん	/ その他の比価へ	千島歯舞諸島居住者連盟(以下「千島	等による返還要求運動推進事業、後		
現状に鑑み、	元島 現状に鑑み、元島	- * '	<その他の指標>	連盟」という。)が実施する以下の各	継者対策推進事業及び北方領土関連	ウクライナ侵略を受けた日露	
民等が行う返	還要 民等が行う返還要	み、元島民等が	・元島民等の活動支援	事業に対して支援を行った。	資料保存整備事業について、各事業		
求運動や後継	皆育 求運動や後継者育	行う返還要求運	について、活動ごと		の実施に際して、実施計画と実施報	難な外部要因により、結果と	
	つい 成等の活動につい	動や後継者育成	に効果的な実施等の	○元島民等による返還運動推進事業	告を聴取し、事業実施状況をモニタ	て一部の業務(自由訪問及び	
	内なて、それぞれの活		ための助言をきめ細	・北方領土返還要求署名活動及び全国	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	空機による特別墓参)が実施	
	助言┃動がより効果的に	•	かく実施する。	で収集された署名の編さん及び管理	いて検証を行うなど適切に支援して	きなかったが、協会による自	
を含めた支援	を行 実施されるよう助	活動がより効果	" () (NE) 0 0	等業務を行った。	いる。	的な努力が行われ、具体的な	
う。	言を含めた支援を		/証年の担よへ	<令和5年度北方領土返還要求署名		績改善の取組が実施されてい	
	きめ細かく行う。	よう、助言を含	<評価の視点>	収集数>	ついて、元島民の高齢化を踏まえ	ことを考慮し、評定を B と	
		めた支援をきめ	・元島民等が行う活動	755,270 名	て、感染症対策における高齢者の重		

		細かく行う。	
		がれるく110。	
j	X		
		② 元島民等が全国	
		② 元島民等が全国	
		の北方領土返還	
		の北方領土返還	
		の北方領土返還 要求運動に果た	
		の北方領土返還 要求運動に果た	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性	
,		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、より	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、より	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、より 理解を深めると	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、より 理解を深めると	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、より 理解を深めると ともに、元島民	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、より 理解を深めると ともに、元島民	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、めると 理解を深った。 と と きの相互の連帯	
		の北方領土返還 要求運動に果た す役割の重要性 について、より 理解を深めると ともに、元島民	

ため、「北方地域

への支援を適切に行 っているか。

- ・自由訪問への支援に ついて、各年度の計 画に基づき、各回、 適切に実施している か。特に、日露関係 等の情勢変化に応じ た内閣府等の方針に 基づき、体制の整備 も含め、機動的かつ 適切に対応している
- ・航空機による特別墓 参について、適切に 実施しているか。特 に、日露関係等の情 勢変化に応じた内閣 府等の方針に基づ き、体制の整備も含 め、機動的かつ適切 に対応しているか。

昭和 40 年 8 月 15 日から令和 6 年3月31日まで 《署名収集 総数》94,073,382名

・千島連盟の広報紙『返せわれらが故 郷ー歯舞・色丹・国後・択捉ー』の 発行、千島連盟及び各支部による啓 験等を語り伝える「北方領土の語り 部」事業を実施した。

○後継者対策推進事業

- 日及び10月22日) するほか、中央 る。 アピール行進(12月1日)及び根 室管内住民大会(令和6年2月7 日)に後継者活動委員計5名を派遣 した。
- ・後継者活動促進全国セミナーを開催
- ・北方領土問題地域学習会を2回開催 した(10月21日及び11月12日)。
- ・後継者キャラバンを福岡県(8月 21日)、福島県(8月25日)、広島 県(9月1日)及び群馬県(9月4 日)において実施した。

○北方領土関連資料保存整備事業

- ・過去の自由訪問事業(以下③参照) において撮影した写真及び当時の新 聞記事等を整理し、元島民等の寄稿 文とあわせてまとめ、「自由訪問ア ーカイブ~20 年を振り返って~ 国 後島編」として発行した。
- ・元島民等が保有する資料及び写真等 を収集・整理するとともに、広く関 連資料や図書を収集し、保存・整備 した。

北方地域元居住者研修・交流会

・5月8日に新型コロナウイルス感染 症が、感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第6条第6号 第9号に規定される「5類感染症」 に指定されたものの、参加者である 元島民が感染症による重症化リスク が高いとされる高齢者であり、不特 定多数の人がいる混雑した場所や近

症化リスクを考慮し、実施は見送らしる。 れている。

自由訪問及び航空機による特別墓 参について、日露関係等の情勢によ り、結果としてすべての事業の見送 りを余儀なくされたものの、関係機 発活動や研修会等、北方四島での体 | 関と連携して、洋上慰霊(全6回) を実施するなど、適時・適切な支援しみ、「北方地域元居住者研修・ を実施している。

以上、所期の目標を達成している ・後継者活動委員会を開催 (5月 29 と認められることから、B と評価す

<課題と対応>

自由訪問及び航空機による特別墓 参については、日露関係等の情勢に より実施が見通せない状況ではある ものの、引き続き関係府省等と緊密 に連携し、今後の日露関係等の情勢 の変化に適切に対応する。

【元島民等が行う活動に対する

参加者が新型コロナウイルス 感染症の重症化リスクが高いと される高齢者であることに鑑 交流会」の開催は見送りとなっ たが、元島民等が行う返還要求 運動や後継者育成等の活動に対 して支援を行った。

【自由訪問への支援及び航空機 による特別墓参】

千島連盟を実施主体とした自 由訪問に対して支援を行うとと もに、航空機による特別墓参を 実施している。

令和5年度は、ロシアによる ウクライナ侵略を受けた日露関 係等の情勢により、事業の実施 の見通しが立たない状況が続く 中、元島民の故郷を訪問したい との思いに応えるため、別途の 事業として、関係機関と連携し て、船舶「えとぴりか」を使用 した洋上慰霊(全6回)を実施 した。また、洋上慰霊に先立ち 実施された船舶「えとぴりか」 の試験運航において、北方四島 交流等事業の再開に備えるとと もに、洋上慰霊の実施に係る検 証を行い、安全かつ安定的な運 航に努めた。

ロシアによるウクライナ侵略 を受けた日露関係等の情勢とい う予測し難い困難な外部要因に より、結果として事業を実施で きなかったが、上述したとお り、協会が自主的な努力を行 い、具体的な業績改善の取組を 実施していると認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

ロシアによるウクライナ侵略 を受けた日露関係等の情勢によ

		元居住者研修·	接した会話を避けること等が感染防	り、事業(自由訪問及び航空機
		交流会」を開催	止対策として有効とされていること	による特別墓参)を実施できて
		する。	を踏まえて、開催を見送った。	いない状況にあるが、引き続
				き、日露関係等の情勢変化に適
北方四島へのい	北方四島へのい	③ 北方四島へのい	自由訪問への支援	切に対応し、事業が再開可能な
わゆる自由訪問へ	わゆる自由訪問へ	わゆる自由訪問	・千島連盟を実施主体とした自由訪問	状況となった際には、速やかに
の支援について着	の支援について、	への支援等につ	に対して支援を行っており、令和5	実施できるよう、準備を整える
実に実施する。特	日露関係等の情勢	いて、日露関係	年度は、千島連盟により全7回の訪	ことが必要である。
に、航空機による	変化に応じた内閣	等の情勢変化に	問を計画したところ、ロシアによる	
特別墓参など、そ	府等の方針等に機	応じた内閣府等	ウクライナ侵略を受けた日露関係等	<その他事項>
の時々の日露関係	動的かつ適切に対	の方針等に機動	の情勢により、事業の実施の見通し	特になし。
	応することを前提		が立たない状況が続いた。	
	として、各年度の		・このような状況の中、元島民の故郷	
	計画に基づき、各		を訪問したいとの思いに応えるた	
	回、適切に実施す		め、別途の事業として、関係機関	
	る。特に、航空機		(千島連盟及び北海道)と連携し、	
応する。	による特別墓参な	する。なお、訪	船舶「えとぴりか」を使用した洋上	
	ど、その時々の日		慰霊(全6回)を実施した。	
	露関係の変化等に		・洋上慰霊の実施に先立ち、船舶「え	
	応じた内閣府等か	前研修を行う。	とぴりか」を使用した試験運航(項	
	らの方針に基づ		目別評定調書 I - (2) 参照。)に	
	き、体制の整備も含め、機動的かつ		おいて、洋上慰霊の実施に係る検証	
	適切に対応する。		等のため、国後島コース及び歯舞群 島コースのそれぞれにおける慰霊ポ	
			イントの確認、慰霊式の配置及び参	
			加者の導線等の確認を併せて行うこ	
			とで、安全かつ安定的な運航を確実	
			なものとした。	
			回次 日程 慰霊場所 人数	
			第1回 8 日 歯無群島	
			第 9 同 Q 日 協無群 L	
			第3回 0 日 協無群自	
			第4回 9 月 国然自治 70 1	
			第5回 9 月 国然自治 64 1	
			第6回 9 月 日後自治 79 1	
			30 日 国後島沖 72 人	
			(合計) 384	
			人	
			・令和5年度は、日露関係等の情勢に	
			目立った進展は見られず、結果として東世の見ばれたの様かくされた。	
			て事業の見送りを余儀なくされた。	

航空機による特別墓参の実施 ・自由訪問と同様に、ロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係等の情勢により、結果として事業の見送りを余儀なくされた。	
事前研修会の実施 ・自由訪問及び航空機による特別墓参ともに見送りを余儀なくされたことから、事前研修を行う機会はなかった。	

4. その他参考情報

・特になし。

様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 セグメント別評定調書兼項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I - (5)	北方地域旧漁業権者等への融資								
業務に関連する政策・ 施策	北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針(平成31年1月25日、 内閣府・外務省・国土交通省告示第1号)第三	法条文など)	独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条第 6 号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第 5 条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律						
当該項目の重要度、困 難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID: 000285						

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		R 5年度	R6年度	R 7年度	R8年度	R9年度
融資の相談等の件数	期間最終年	472 件 (R4 年度)	505 件					予算額(千円)	175,694				
	度相談件数 以上							決算額(千円)	154,054				
各年度における貸付 債権に占める金融再 生法開示債権比率		4.04% (R4 年度)	1.49%					経常経費 (千円)	148,996				
	示債権比率 以下に抑制							経常利益 (千円)	0				
								行政コスト (千円)	148,996				
								従業人員数	9人				

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4)上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	主務大臣による評価		
中朔日保	中别司四	十	土な計価担保	業務実績	自己評価	土笏八邑による計価	
北方地域旧漁業	北方地域旧漁業	北方地域旧漁業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
権者等に対する特	権者等に対する特	権者等に対する特	・融資の相談等の件数	相談件数の増加	評定 : B	<評定に至った理由>	
別措置に関する法	別措置に関する法	別措置に関する法	を前中期目標期間最	・協会からの積極的な情報発信、(公		以下の実績により、	北方地域
	律(昭和36年法律		終年度件数以上とす	社)千島歯舞諸島居住者連盟(以下	入資格者や資格承継対象者に対し	旧漁業権者等への融資	資につい
	第 162 号)に基づ		_	「千島連盟」という。)等関係機関		て、所期の目標を達成	している
	き、融資事業を適		3.	との連携、協会根室連絡所設置のパ	資金等、対象を重点化したダイレク	と認められることから、	、評定を
	切に行う。その	, , , , , , ,	・各年度における貸付	ソコンによるオンライン相談等を実		Bとする。	
	際、北方地域旧漁		債権に占める金融再	施したことにより、令和5年度の相	するフォローコールを実施したこ		
	業権者等が置かれ		生法開示債権比率を	談件数は 505 件 (基準値:472 件)	と、休日を含めて融資相談会を2回	【相談件数の増加】	
	ている特殊な地位		委託金融機関の金融	となり、目標を達成した。	実施したこと等により、令和5年度	1 2 4 1 1 1 1 2 4 1 1 1 1	
	等に鑑み、親身に		再生法開示債権比率		は目標値である 472 件を上回る 505	になされており、所期の	の目標を
なってきめ細かな	なって融資に係る	面談システム等の	行工运历小良惟比平	○融資事業の制度・内容等の周知	件の相談を受付している。		

相談やサービスを 行う。

サービスを行い、 個別の融資対象者 ① 相談件数の増加 の事業の経営と生 活の安定に向けた 相談等の件数を前 年度比増となるよ

う努める。

きめ細かな相談や

積極的な活用も図

適切な融資事業 の実施のため親身 で細やかな相談や 中期目標期間最終 サービスを行うこ ととし、その相談 等の件数を前中期 目標期間最終年度 比増とする。な お、相談対応につ いては、貸付に係 る相談のほか、承 継や返済に関する 条件変更等に係る 相談を含め、融資 事業の目的に沿っ た親身な説明に努 める。

> また、相談件数 の増加を図るた め、以下の施策を 実施することとす

- 融資対象者 や承継手続が できる可能性 が高い世帯へ のダイレクト メールや協会 ホームページ 等の各種媒体 や手段によ り、融資事業 の制度や内容 等の周知徹底 に努める。
- ダイレクト メール等の発 送後、一定の 条件に基づ き、借入需要 が見込まれる 者に対し、フ オローコール を実施し内容

の平均値以下に抑制 する。

<その他の指標>

- ・融資対象者や承継手 続ができる可能性が 高い世帯へ、ダイレ クトメールや協会ホ ームページ等の各種 媒体や手段で融資事 業の制度や内容等を 周知しているか。
- ダイレクトメール等 の発送後、借入需要 が見込まれる者に対 し、フォローコール を実施しているか。
- ・融資相談会は休日を 含めた開催を2回行 っているか。
- ・社会情勢や利用者ニ ーズを適切に踏ま え、必要に応じ、融 資メニューの見直し を実施しているか。

<評価の視点>

- ・融資対象者による適 切な融資制度利用が 図られているか。
- 借入者の返済能力等 を勘案しつつ審査を 行っているか。
- ・ 債権管理を適切に行 っているか。

・融資制度及び借入資格承継制度等の 内容周知及び利用促進等を図るた め、借入資格者や資格承継対象者に 対してダイレクトメールを発送した (10回、計15,904件)。特に、住宅 リフォームや教育関連資金等の借入 需要が見込まれる借入資格者に対す る発送数を増やし、発送後にはフォ ローコールを実施した。

- ・千島連盟の郵送物に協会の融資制度 及び借入資格承継等に関する案内を 同封し、周知推進を図った。
- ・ 協会ホームページでの案内掲載やダ イレクトメール等により、オンライ ンでの相談が随時利用可能であるこ とを周知した。

○融資相談会

- ・融資相談会を北海道根室市において 2回開催し(8月及び令和6年1 月、いずれも休日を含む。)、相談を | 融資メニューの必要な見直しの検討 | 受け付けた。
- ○千島連盟支部総会における融資説明 債権比率について、令和5年度は になされており、所期の目標を
- ・ 千島連盟の各支部総会において融資 説明会を10回実施した。

関係機関実務担当者会議等を通じ「達成していると認められる。 て、北海道根室振興局管内の漁業協 同組合及び関係金融機関等との連携 等の件数は505件であり、目標 の促進を図っている。さらに、令和「値である前中期目標期間最終年 6年1月に発生した能登半島地震に | 度比増(令和4年度:472件) より被災した借入資格者のための「を達成した。 「電話相談窓口」を設置し、被災地

域に居住する借入資格者あてに電話 相談窓口設置の案内を送付するとと もに、被災地域の委託金融機関に対しになされており、所期の目標を して被災状況をヒアリングするな | 達成していると認められる。 ど、適切に対応している。

千島連盟支部長・啓発推進員融資 | た能登半島地震の際も、借入資 業務研修会等を通じて、融資制度利 格者に対し電話相談の案内の送 用者のニーズの把握に努めるほか、「付や被災状況のヒアリングの実 札幌事務所内に発足させた「融資業 | 施等、社会情勢に合わせた柔軟 務見直しプロジェクトチーム」におしな対応を行っており、融資対象 いて、より使いやすい融資メニュー | 者に寄り添った親身できめ細か となるよう検討を行うなど、社会情しなサービスを提供していると評 勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、 を行っている。

貸付債権に占める金融再生法開示 1.49%であり、目標値である 4.04%以 | 達成していると認められる。 下に抑制されている。

以上により、所期の目標を達成し「ム」を発足させ、融資メニュー ていると認められることから、B と 評価する。

<課題と対応>

元島民及び旧漁業権者の置かれて「続】 いる特殊な地位等に鑑み、引き続 き、親身で細やかな相談やサービス | 談及び的確な審査に努め、回収 を行うとともに、財務内容の健全性 | 面では定期的な督促励行や関係 維持のため、債権管理を適切に行 い、貸付債権に占める金融再生法開 | 結果、定量的指標である貸付債 示債権の比率を抑制する。

定量的指標である融資の相談

【関係金融機関との連携強化】

年度計画に基づく取組が適切

特に、令和6年1月に発生し 価できる。

【利用者ニーズの把握等】

年度計画に基づく取組が適切

また、札幌事務所内に「融資 業務見直しプロジェクトチー の見直しの検討を随時行ってい ると評価できる。

【融資事業の適切な維持・継

融資利用者に対する親身な相 金融機関との情報連携を図った 権に占める金融再生法開示債権 比率は1.49%であり、目標値で ある委託金融機関の平均金融再 生法開示債権比率(4.04%)以 下に抑制しており、所期の目標 を達成していると認められる。

<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策>

引き続き、親身で細やかな相

また、関係金融		関係金融機関との連携強化	談やサービスを行うとともに、 各方面への情報収集や関係機関との連携を通じて利用者ニューを把握し、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、借入資格者からの要望、公的機関を勘案し、融資メニューの見直しを不断に検討することが必要である。 < その他事項 > 特になし。
	の連携を強化し、制度利用のを進制を進行を進行を進行を進行を進行を進行を進行を進行を進行を対した。 「は、大学ののをのをのをのをでは、大学ののででは、大学ののででは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	○制度利用の活性化・円滑化 ・4月20日に「関係機関実務担当者会議」を開催し(於:北海道札幌市)、直近2年間における融資制度の改正概要等を説明するとともに、同制度の内容等に関する意見交換を行い、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図った。 〈関係機関実務担当者会議〉 田席者 転貸組合、委託金融機関、関係市町村(根室市等)、内閣府、水産庁、北海道等 34人 事 項 ・令和4年度貸付業務経過報告、令和5年度貸付計画・業務方法書や融資要綱の変更について・融資制度の一部改正について・・融資制度の一部改正について・オンラインの活用について・オンラインの活用について・オンラインの活用について・オンラインの活用について・オンラインの活用について・オンラインの活用について・オンラインの活用について	

連	重携強化を行う。	・北海道根室振興局管内の漁業協同組
		合及び関係金融機関を8か所訪問
		し、融資相談会の開催周知への協力
		を得ることや、情報収集やニーズの
		把握を行うこと等により連携強化を
		図った。
		<情報収集及び融資事業説明>
		実施内・情報収集及び意見要望
		容。唯認
		・融資メニュー見直しの
		説明
		日程・ [日程] 8月 21 日~22
		相手先 日
		金融機
		協同組合、
		大地みらい┃
		信用金庫
		1 月 22 日 \sim 2 3 日
		管内7漁業
		協同組合、
		大地みらい
		信用金庫
		○更なる連携強化策
		・令和6年1月に発生した能登半島地
		震により被災した借入資格者のため
		の「電話相談窓口」を、同年1月5
		日に設置した。また、郵便等の集配
		が順次再開された同年2月には、災
		害救助法(昭和 22 年法律第 118 号) **
		が適用される基礎自治体に居住する
		借入資格者あてに電話相談窓口設置
		の案内を送付した。
		・被災地域の委託金融機関である北陸
		銀行及び東日本信用漁業協同組合連
		合会に対して、被災状況のヒアリン
		グを実施した。
融資メニューに 融資メニューに ③	〕利用者ニーズの	利用者ニーズの把握等
	把握等	○利用者ニーズの収集
勢や利用者ニーズ 勢や利用者ニーズ	①及び②で実施	・5月30日に北海道札幌市で「千島連
を適切に踏まえ、を適切に踏まえ、す		盟支部長・啓発推進員融資業務研修
必要に応じ、見直 必要に応じ、見直 相		会」を開催し、意見・要望等の収集
しを行う。見直ししを行う。見直しし		を行った。
	P. P. L. L. Service Hall, N. V. S. A.	<u></u>

年齢、居住地域、 年齢、居住地域、 する。

に当たっては、現 | に当たっては、現 | への意見聴取を通 在の融資メニュー | 在の融資メニュー | して利用者ニーズ 全般にわたり、そ | 全般にわたり、そ | の収集を行い、現 の実際の利用者の一の実際の利用者の一在の融資メニュー 収入状況、利用目 収入状況、利用目 結果、資格者から 的、借入額等を資 | 的、借入額等を資 | の要望、公的機関 金種類別にデータ 金種類別にデータ 等の統計データ及 化して分析を行う | 化して分析を行う | び社会情勢等を勘 とともに、各種説 | とともに、各種説 | 案し、融資メニュ 明会等での資格者 明会等での資格者 からの要望等や公しからの要望等や公しの検討を行う。 的機関等の統計デ│的機関等の統計デ ータを勘案し、不 | ータを勘案し、不 | メニューの改定を 断に検討を行い、「断に検討を行い、」行う際には、関係 関係機関とも協議 | 関係機関とも協議 | 機関とも協議の の上、できる限り | の上、できる限り | 上、出来る限り早 早期に改定の具体 早期に改定の具体 期に具体的な内容 的な内容等を決定 | 的な内容等を決定 | 等を決定するよう するよう努める。

全般に関する分析 一の必要な見直し

見直しの結果、 に努める。

(ア) 千島連盟の 道内及び富山県 での支部総会へ の出席並びに千 島連盟支部長・ 啓発推進員北対 協融資業務研修 会(5月予定) の実施により、 参加者からニー ズを収集する。 (イ) 関係機関実 務担当者会議に

おける情報交換 及び融資事業の 制度や内容等の 出張説明会によ り、委託金融機 関や転貸組合に 寄せられる融資 対象者からのニ ーズを収集す る。 (ウ) 社会情勢の 把握の一環とし

て、協会融資の 金利や貸付条件 等の指標及び参

<千島連盟支部長 · 啓発推進員融資 業務研修会>

参加者	千島連盟各支部長、啓発
	推進員等
会議内	· 令和 4 年度貸付業務経
容	過報告、令和5年度貸
	付計画
	・融資制度の一部改正に
	ついて
	オンラインの活用につ
	いて

- ・電話による相談等受付時には、利用 者ニーズの把握に努めた。
- ・ 令和 5 年度において聴取した主な意 見・要望等は、以下のとおり。
- 二世全員への資格付与
- 資格承継者の高齢化を踏まえた 次世代への更なる資格承継
- 資格要件の緩和
- 承継及び借入制度の周知徹底
- ○融資メニューの見直し
- ・ 4 月より、生活資金及び修学資金に おける無保証人貸付の実施、住宅資 金における貸付限度額増額及び償還 期間の延長を実施した。
- ・協会に寄せられる借入資格者からの 要望を踏まえ、札幌事務所内に「融 資業務見直しプロジェクトチーム」 を発足させ、より使いやすい融資メ ニューとなるよう検討を行った。
- ・引き続き、利用者ニーズの収集を行 い、現在の融資メニュー全般に関す る分析結果、公的機関等の統計デー タ及び社会情勢等を勘案し、融資メ ニューの必要な見直しの検討を行 う。

考となる貸付制		
度の改定動向に関わる様和収集		
関する情報収集		
とともに、地域		
経済の変化、感		
の影響が懸念さ		
れる事態が生じ		
た際には、速やしたと思えばません。		
かに関連情報の 収集を行い、融		
資メニューの必		
要な見直しの参		
考とする。		
融資事業継続の ④ 融資事業の適	融資事業の適切な維持・継続	
基礎となる貸付業 切な維持・継続	・基準値となる委託金融機関 12 機関	
	(※)の金融再生法開示債権比率の平	
	均値が 4.04%であるところ、協会の	
切に行い、各年度 健全性維持のた	り、基準値以下に抑制した。	
において、貸付債 め、債権管理を適し	(※) 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀	
	行、三井住友信託銀行、東日本 信用漁業協同組合連合会、大地 「一」「「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」	
	みらい信用金庫、釧路信用金	
ある委託金融機関率を協会と取引の	庫、旭川信用金庫、苫小牧信用	
	金庫、留萌信用金庫、渡島信用	
	金庫、にいかわ信用金庫 ・融資利用者に対する親身な相談及び	
に抑制する。	的確な審査に努め、回収面では定期	
	的な督促励行や関係機関との情報連	
	携を図った。 ・借入資格者の高齢化が進展している	
	中、融資事業の根拠法令の趣旨も考し	
	慮しながら、債権保全に留意しつ	
	つ、極力資格者の要望に沿った貸付	
	を行えるよう審査を行った。	
⑤ 法人資金の停	法人資金の停止	
止。	・法人資金については、平成 20 年度以	
引き続き法人資	降、取扱いを停止している。	
る。		

注5)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4.	その他参考情報
• 楪	斥になし。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 Ⅱ
 業務運営の効率化に関する事項

 当該項目の重要度、困難度
 関連する政策評価・行政事業レビュー

注1)重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年度値等)						当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減率	本中期目標期	27,814 千円	27,456 千円					
	間最終年度に		(1.3%減)					
	おける当該経							
	費の総額を、							
	前中期目標期							
	間最終年度に							
	対して、7%							
	削減する							
業務経費の削減率	毎年度、前年	令和4年度予算額	一般業務勘定					
	度比-1%	718,318 千円	7,184 千円の					
			効率化 (1%)					

	度比-1%	718,318	3千円 7,184 千円の						
 注2)複数の項目をまとめて		5年を泊加し 15日 ごした	効率化(1%)						
注2)複数の項目でまとめ(CTF队9 る場合には、週上	111で追加し、項目ことに	土安は控中ナーダを記載						
3. 各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、業	と							
					人の業務実績	績・自己評価) 7/2	→ → → · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績			自己評価	主務大臣による	5評価
4. 業務運営の効	2. 業務運営の効	2. 業務運営の効	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		<評定と根拠	<u>.</u> >	評定	В
率化に関する事	率化に関する目	率化に関する目	【業務運営の効率化に	・理事長等の役員が事務・	事業の状	評定 : B		<評定に至った理由	>
項	標を達成するた	標を達成するた	伴う経費節減等】	況をモニタリングし、法				以下の実績により	、業務運営
	めにとるべき措	めにとるべき措	・運営費交付金を充当	運営方針等を職員に伝え	るととも	トップマネシ	ジメントの下、法人の重	の効率化に関する	事項につい
	置	置	する業務について、	に、役職員間の情報共有	を図るた	点事項等が周	別知されているほか、事	て、中期計画におけ	
(1)業務の見直	(1)業務の見直	(1)業務の見直	業務の効率化を進め	め、原則毎週、東京と札			か率化を図るためにアン	標を達成していると	認められる
	L	L	ることなどにより、	務所をオンラインでつな			通じて事業の有効性等を	ことから、評定をB	とする。
本中期目標期間	本中期目標期間			の連絡会議を実施して			CA サイクルの実効性を		
	初年度において、	ーシップを発揮す	一般管理費(人件	ろ、第5期中期目標期間			· ·	【業務の見直し】	
0 2 -04 100 2 14		るため、職員に対	費、公租公課、事務	当たり、理事長より法人)効率化について、一般		
		して法人のビジョ	所賃借料及び一時経	項等についての意見が随	i時、職員				
	ため、職員に対し	ンを明確に発信	費を除く。)は、本中	へ周知された。				か、事業の改善・効	
て法人のビジョン			期目標期間最終年度	・事業の改善・効率化を図				1 - 2 1 7 1 7	
		発を中心に、本中	における当該経費の	アンケート等を通じて事	· ·			業の有効性等を把握	· ·
		期目標の指標等に	総額を、前中期目標	性等を把握し、PDCA サ				サイクルの実効性を	確保するよ
		おいて行うことと		実効性を確保するよう努力	-		の適正化について、国家	う努めている。	
効性や費用対効果			期間最終年度に対し	・効果的な事業実施のため) - AlA > AD + H
		含めた事業の有効	て、7%削減する。	業については、実施内容				【業務運営の効率化	に伴り経費
	ている業務も含め		• 業務経費 (特殊要因	果検証に主体的に関与し			で公務員と概ね同水準又 ************************************		あれるか マロ 井
to a tea to site to a teach	た事業の有効性や		に基づく経費、一時	助成事業については、所				定量的指標である	
人員配置の見直	費用対効果につい	ソ。	経費及び四島交流等	が達成された事業となっ	(1,02)	調達の合理	理化等について、令和5	切削減率は 1.3%であ	つり、平円期
八只癿巨丷兀叵				4.9					

し、職員の関与の「ての検証を行う。 合理化を含む改 検証結果に基づ 廃止、新規事業の 善・効率化を徹底 | き、既存事業の廃 | 創設、人員配置の 的に行う。なお、 | 止や新規事業の創 | 見直し、職員の関 本中期目標が設定 | 設、人員配置の見 | 与の合理化を含む している指標等に「直し、職員の関与」改善・効率化を徹 おいて行うことと | の合理化を含む改 | 底的に図るととも している業務も含 | 善・効率化を徹底 | に、各事業の めて見直しを行う | 的に図るととも | PDCA サイクルを こととし、見直し に、各事業の 実効的に機能させ の結果に基づき、 PDCA サイクルを るよう努める。 必要に応じ、指標 | 毎年度実効的に機 | 委託事業につい | の修正等を行う。

PDCA サイクルを を踏まえ、必要に 体的に関与すると 毎年度実効的に機 応じて、各年度計 ともに、助成事業 能させていく。

実施のため、委託 図る。 事業については、 委託事業につい からの事後的な確 | 実施内容やその効しては、実施内容や「認を着実に行う。 果検証に主体的に「その効果検証に主 関与するととも体的に関与すると に、助成事業につしともに、助成事業 いては、所期の目してついては、所期 的が達成されていしの目的が達成され るか等の観点からているか等の観点 事後的な確認を着しからの事後的な確 実に行う。

(2)業務運営の 効率化に伴う経 費節減等

運営費交付金を 充当する業務につ | 充当する業務につ | 充当する業務につ いて、業務の効率 | いて、業務の効率 | いて、中期計画を 化を進めることな 化を進めることな 踏まえ、一般管理 理費(人件費、公工理費(人件費、公工公課、事務所賃借 租公課、事務所賃 | 租公課、事務所賃 | 料及び一時経費を 借料及び一時経費 | 借料及び一時経費 | 除く。) の削減を図 を除く。)は、本中 を除く。)は、本中 るため、業務の効 期目標期間最終年 期目標期間最終年 率化とより一層の 度における当該経 度における当該経 事務経費の節約を 費の総額を、前中 費の総額を、前中 励行する。 期目標期間最終年 期目標期間最終年 度に対して、7% 度に対して、7% (特殊要因に基づ 削減する。また、 | 削減する。また、 | く経費、一時経費

認を着実に行う。 (2)業務運営の 効率化に伴う経

費節減等 どにより、一般管 | どにより、一般管 | 費(人件費、公租

づき、既存事業の

能させるよう努めては、実施内容や また、各事業の「る。業務の見直し」その効果検証に主 画等において適切 については、所期 効果的な事業の に業務の具体化を の目的が達成され ているか等の観点

> (2)業務運営の 効率化に伴う経 費節減等

運営費交付金を 運営費交付金を

また、業務経費

事業に要する傭船・ 運航に係る経費を除 く。) について、毎年 度、前年度比1%の 経費の効率化を図

<その他の指標>

特になし。

<評価の視点>

【業務の見直し】 ・事業の有効性や費用 対効果の検証を行 い、その結果に基づ き、事業の改善・効 率化を行っている

【給与水準の適正化】

・役員の報酬、職員の 給与の在り方につい て検証した上で適正 化に計画的に取り組 んでいるか。また、 検証結果及び取組状 況を公表したか。

・「独立行政法人におけ

【調達の合理化等】

る調達等合理化の取 組の推進について」 (平成27年5月25日 総務大臣決定)に基 づき策定した「調達 等合理化計画」を着 実に実施している か。特に、一者応 札・一者応募につい て改善を行っている

事後的な確認を実施した。

のある契約は13件、競争性のない契 | 終年度に対して7%削減すると 約は2件であり、また一者応札、一 いう所期の目標の達成に向け 者応募に該当する契約は0件であっ て、着実に削減が行われている た。公告期間の長期確保等による一と認められる。 者応札、一者応募への対応や契約監 視委員会による個々の契約案件の点 1%であり、前年度比1%の経 検、内部決裁や監事監査による十分│費の効率化という所期の目標を な審査の実施など、引き続き競争性 | 達成していると認められる。 及び透明性の確保に努めている。

以上、所期の目標を達成している と認められることから、B と評価す

<課題と対応>

達の合理化について適切に取り組 る。

年度の契約件数全 15 件のうち競争性 | 目標期間中に前中期目標期間最

また、業務経費の削減率は

【給与水準の適正化】

政府の方針に準じた役職員の 給与規程の改正を行うととも に、国家公務員との比較指数の 検証を含め、役職員の給与水準 について検証し結果を公表する 引き続き、業務運営の効率化、調 など、適正化に取り組んでい

【調達の合理化等】

所要の事項を定めた「調達等 合理化計画」を策定・公表し、 同計画に基づき取組を実施して いる。

一者応札・一者応募について は、公告期間の長期確保や仕様 書の改善などを図った結果、該 当する契約はなかった。

国民世論の啓発事業の一環と して、SNS による効果的な情報 発信業務を調達するに当たり、 SNS の投稿件数の目標を仕様書 において設定し、受託先にこれ を達成するよう求めた。

<今後の課題>

引き続き、業務運営の効率化 について、不断の見直し、改善 を進めるとともに、調達の合理 化等に取り組むことが必要であ

<その他事項> 特になし。

一般管理費

•一般管理費(人件費、公租公課、 事務所賃借料及び一時経費を除 く。) について、中期目標におい て、本中期目標期間最終年度にお ける当該経費の総額を、前中期目 標期間最終年度に対して、7%削 減することが目標とされている。 令和5年度予算額はこの中期目標 に基づき、前年度に対して358千 円の効率化を図り、削減目標7% の達成に向け、計画どおりに削減 を行った。

業務経費

一般業務勘定における業務経費 (特殊要因に基づく経費、一時経 費及び四島交流等事業に要する傭

業務経費(特殊要	業務経費(特殊要	及び四島交流等事	船・運航に係る経費を除く。)につ	
因に基づく経費、	因に基づく経費、	業に要する傭船・	いて、中期目標において、毎年	
	一時経費及び四島		度、前年度比1%の経費の効率化	
交流等事業に要す	交流等事業に要す	除く。) について	を図ることが目標とされている。	
		は、各種支援事業	この目標を踏まえ、令和5年度予	
		等における節約を	算について、新規事業等の効果的	
	ついては、毎年		な業務の実施につながることを十	
		前年度比1%の経	分に考慮した上で業務経費の効率	
の経費の効率化を	の経費の効率化を	費の効率化を図	化を図り、一般業務勘定令和4年	
図る。	図る。	る。	度予算額(718,318千円、特殊要因	
			に基づく経費等を除く。)から	
			7,184 千円を削減し、1 %効率化し	
			た。	
(3) 給与水準の	(3) 給与水準の	(3)給与水準の	・役職員の給与に関しては、政府の	
適正化	適正化	適正化	方針 (人事院勧告等) に準じて給	
役職員の給与水	役職員の給与水	役職員の給与水	与規程の改正を適宜行っている。	
準については、政	準については、政	準については、政	・令和5年度の職員給与水準と、国	
府の方針を踏ま	府の方針を踏ま	府の方針を踏ま	家公務員給与水準の比較検証を行	
え、国家公務員の	え、国家公務員の	え、国家公務員の	ったところ、ラスパイレス指数	
給与水準を十分に	給与水準を十分に	給与水準を十分に	(年齢勘案)では、国家公務員を	
考慮し、手当を含	考慮し、手当を含	考慮し、手当を含	100 とした場合 100.7 であり、国家	
めた役員の報酬、	めた役員の報酬、	めた役員の報酬、	公務員の給与と概ね同水準であっ	
職員の給与の在り	職員の給与の在り	職員の給与の在り	た。	
方について検証し	方について検証し	方について検証し	・職員在勤地が東京都台東区及び北	
た上で適正化に計	た上で適正化に計	た上で適正化に計	海道札幌市にあることから、特別	
画的に取り組むと	画的に取り組むと	画的に取り組むと	区及び札幌市に在勤する国家公務	
ともに、その検証	ともに、その検証	ともに、その検証	員と比較した地域勘案のラスパイ	
結果や取組状況を	結果や取組状況を	結果や取組状況を	レス指数では 93.5、学歴を勘案し	
公表する。	公表する。	公表する。	たラスパイレス指数では 98.6、地	
また、職員の勤	また、職員の勤	また、職員の勤	域及び学歴を勘案したラスパイレ	
務成績を給与等に	務成績を給与等に	務成績を給与等に	ス指数では 92.4 であり、いずれも	
反映することによ	反映することによ	反映することによ	国家公務員より低い水準となっ	
		り、職員の士気を	た。	
		向上させ、より効	・役職員の給与水準に係る検証結果	
率的な業務運営を	率的な業務運営を	率的な業務運営を	及び適正化への取組状況を協会ホ	
図る。	図る。	図る。	ームページで公表した。	
	(4)調達の合理		・契約については、原則として一般	
化等	化等	化等	競争入札によるものとし、「独立行	
		公正かつ透明な	政法人における調達等合理化の取し	
.,		調達手続による適	組の推進について」(平成 27 年 5	
	切で迅速かつ効果		月 25 日総務大臣決定)に基づき、	
		的な調達を実現す	協会の「令和5年度調達等合理化	
		る観点から「独立」	計画」を策定し、協会ホームペー	
		行政法人における	ジで公表している。	
		調達等合理化の取	・令和5年度の契約件数は15件、契	
組の推進につい	組の推進につい	組の推進につい	約金額は 248,759 千円(単価契約	

札・公募をいい、│札・公募をいい、 より実施する。

一者応札の縮減 設定を求める。

て」(平成 27 年 5 | て」(平成 27 年 5 | て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決 | 月 25 日総務大臣決 | 月 25 日総務大臣決 定)に基づき策定 | 定)に基づき策定 | 定)に基づき策定 した「調達等合理」した「調達等合理」した「調達等合理 化計画」を着実に | 化計画」を着実に | 化計画」を着実に 実施する。契約は | 実施する。契約は | 実施する。契約は 原則として一般競 | 原則として一般競 | 原則として一般競 争入札等(競争入)争入札等(競争入)争入札等(競争入 札及び企画競争入 | 札及び企画競争入 | 札及び企画競争入 競争性のない随意 | 競争性のない随意 | 競争性のない随意 契約は含まない。 | 契約は含まない。 以下同じ。)による | 以下同じ。)による | 以下同じ。)による こととし、一般競 | こととし、一般競 | こととし、一般競 争入札等による場 | 争入札等による場 | 争入札等による場 合であっても、特 | 合であっても、特 | 合であっても、特 に企画競争、公募 | に企画競争、公募 | に企画競争、公募 を行う場合には、「を行う場合には、 競争性、透明性が一競争性、透明性が一競争性、透明性が 確保される方法に | 確保される方法に | 確保される方法に より実施する。

- 一者応札の縮減 | 一者応札の縮減 のため、十分な公 | のため、十分な公 | のため、十分な公 告期間の確保や、「告期間の確保や、 新規参入者を考慮 | 新規参入者を考慮 | 新規参入者を考慮 した仕様書の見直 した仕様書の見直 した仕様書の見直 しなどを図る。ましなどを図る。ま た、国民世論の啓した、国民世論の啓した、国民世論の啓 発等の事業の実施 | 発等の事業の実施 | 発等の事業の実施 に係る調達に当た | に係る調達に当た | に係る調達に当た って、受託先に対 つて、受託先に対 つて、受託先に対 しても事業の目標 しても事業の目標 しても事業の目標 設定を求める。

札・公募をいい、 |契約は含まない。 を行う場合には、 より実施する。

告期間の確保や、 しなどを図る。ま 設定を求める。

- を含む。)であった。このうち、競 争性のある契約は13件(86.7%)・ 105,166 千円(42.3%)、競争性の ない契約は2件(13.3%)・ 143.593 千円(57.7%)であった。
- ・競争性のない契約は、「四島交流等 事業に使用する船舶の調達並びに 傭船及び運航委託に関する協定 書」に基づく、「令和5年度四島交 流等事業に使用する船舶に係る傭 船及び運航委託契約」及び「令和 5年度北方四島交流等事業使用船 舶「えとぴりか」の試験運航等に 係る運航委託業務」の2件であ り、随意契約を行った。
- ・一者応札、一者応募は、公告期間 の長期確保や仕様書の改善などを 図った結果として、該当する契約 はなかった。引き続き、一者応 札、一者応募とならないよう取組 を行い、真に競争性が確保される よう努める。
- ・重点的に取り組む分野として、啓 発施設に関する調達について、遠 隔地での調達であることなどを踏 まえ、地元関係機関等の理解と協 力を得て、公告、説明会及び開札 場所等の検討を行い、コストの節 減及び参入に努め、「北方館屋外オ イルタンク更新工事」を北海道根 室市に事務委任し、実施した。ま た、一者応札、一者応募に該当す る契約はなかったところ、引き続 き、企画期間、見積期間を十分確 保するなど、「一者応札、一者応募 にかかる改善方策」を徹底し、真 に競争性が確保されるよう努め
- ・調達に関するガバナンスを徹底す るため、政府等から発せられた独 立行政法人に対する随意契約等に 関する通達及び調達等合理化計 画、契約監視委員会の点検・見直 し結果を踏まえ、競争性のある調 達手続の実施に努めた。
- ・不祥事の発生の未然防止・再発を 防止するための取組として、適切 な契約事務を行うため、随意契約

要件、一般競争入札における公告	
期間・公告方法等、指名競争入札	
の限度額、予定価格の作成・省略	
について及び総合評価方式や複数	
年契約などについて、国と同様の	
基準の会計規程、契約事務取扱細	
則等の内部規程に定めて契約事務	
の適正化に引き続き取り組んだ。	
・契約事務の審査機関として、随意	
契約審査委員会、総合評価審査委	
員会、外部有識者等で構成される	
契約監視委員会などの審査組織を	
活用するなど、契約事務の適正化	
に務め、契約監視委員会では、調	
達等合理化計画の策定及び当該年	
度の個々の契約案件の点検等を行	
及の個々の关が条件の点機等を行った。	
・協会にて契約及び支払を行う際に	
は、各事業担当と会計担当が事務	
は、石事業担当と云前担当が事務 処理について相互にチェックを行	
い、会計事務を適正に執行する審し	
本体制をとり、内部決裁による十一 本体制をとり、内部決裁による十一	
分な審査を行った。	
・監事監査では、入札や契約行為が	
規程に従い適正に実施されている	
かどうか、契約書等の関係資料の	
チェックや会計執行者等への聞き	
取りなどを行った。また、会計監	
本人からは財務諸表監査の枠内に 直入からは財務諸表監査の枠内に	
おいて監査を受けている。	
・「独立行政法人改革等に関する基本	
的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日	
関議決定)において、「各法人の効	
果的かつ効率的な業務運営のた	
め、法人間における業務実施の連	
携を強化し、共同調達や間接業務	
の共同実施を進める。」とされてい	
ることを受け、共同調達の可能性	
について検討を行った。令和5年	
度においては、協会内における調	
達案件の件数が少なく、それぞれ	
の案件の規模も少額であるため、	
実施には至らなかった。引き続	
き、共同調達の可能性について検	
おを進めていく。	
・国民世論の啓発事業の実施に関し	
て、SNSの効果的な情報発信業務	
を調達するに当たり、SNSの投稿	
	l

		件数の目標を仕様書において詳細	
		に設定し、受託先にこれを達成す	
		るよう求めた。	

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	引する基本情報		
Ш	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困		関連する政策評価・行政事業レ	
難度		ビュー	

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	R 5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R 9年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年度値						当該年度までの累積値等、必要な情報
		等)						
短期借入金限度額	年間5千万円	_	_					
(一般業務勘定)	以内							
短期借入金限度額	年間 14 億円以	_	借入額					
(貸付業務勘定)	内		9,000 万円					
長期借入金の借入先	基金資産 10 億	10 億円	10 億円					
金融機関への担保に			10 15/11					
	する							
供する基金資産額	, •	 						

注2)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、第	と	 係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標		績・自己評価	主務大臣による評	注 価
				業務実績	自己評価		ППП
5. 財務内容の改	2. 業務運営の効	2. 業務運営の効	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	В
善に関する事項	率化に関する目	率化に関する目	【短期借入金の限度	・運営費交付金を厳格に算定すると		<評定に至った理由>	
独立行政法人会	標を達成するた	標を達成するた	額】	ともに、財務諸表及び決算報告書	財務内容の改善について、財務諸	以下の実績により、具	財務内容
計基準等により、	めにとるべき措	めにとるべき措	・一般業務勘定におけ	(以下「財務諸表等」という。) に	表等を会計監査人及び監事により監	の改善に関する事項につ	ついて、
運営費交付金の会	置	置	る短期借入金の借入	ついて、会計監査人及び監事によ	査を受けつつ適切に作成するととも	中期計画における所期の	の目標を
計処理として、業	(5) 財務内容の	(5) 財務内容の	限度額を年間5千万	り監査を受けつつ適切に作成し		達成していると認められ	れること
務達成基準による	改善	改善		た。	し、協会ホームページや事務所へ備	から、評定をBとする。	,
収益化が原則とさ	独立行政法人会	独立行政法人会	円とする。	・財務諸表等は、法人全体の決算情			
れていることを踏	計基準等により、	計基準等により、	・貸付業務勘定におけ	報のほか、収益化単位の業務(一	財務内容の透明性の確保に努めてい	【財務内容の改善】	
まえ、引き続き、	運営費交付金の会	運営費交付金の会	る短期借入金の限度	般業務勘定及び貸付業務勘定)ご	1	運営費交付金の厳格7	な算定を
収益化単位の業務	計処理として、業	計処理として、業	額を年間 14 億円とす	とに区分し、法令等に基づき官報	短期借入金の限度額について、借	行うとともに、収益化学	単位の業
ごとに予算と実績	務達成基準による	務達成基準による	る。	及び協会ホームページ等で公表す		務ごとに区分し公表する	ることに
を管理する体制を	収益化が原則とさ	収益化が原則とさ	【重要な財産の処分等	るとともに、東京及び札幌の各事	定における借入金の借入額は9,000万	より、財務内容の透明性	性を確保
強化する。	れていることを踏	れていることを踏	に関する計画】	務所に備え置くことにより、公表		している。	
	まえ、引き続き、	まえ、引き続き、	・長期借入金の借入先	の充実及び財務内容の透明性の確		短期借入金について、	、一般業
	収益化単位の業務	収益化単位の業務	金融機関に対し、基	保に努めた。	重要な財産の処分等に関する計画	務勘定に係るものは、第	実績がな
	ごとに予算と実績	ごとに予算と実績	金資産 10 億円を担保		について、基金資産 10 億円を担保に	かった。また、貸付業績	務勘定に
	を管理する体制を	を管理する体制を	金貨度 10 億円を担保 に供するものとす		供することで、低利率での資金調達	係るものは、借入需要	夏を考慮
	強化する。	強化する。	し、一つ、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは		を達成している。	し、9,000 万円を借り入	れた。
			つ 。		なお、短期借入金のうち一般業務	長期借入金について、	、長期借

		4. 短期借入金の	4. 短期借入金の		一般業務勘定	勘定に係るもの、不要財産の処分に	入金の借入先金融機関に対し、
		限度額	限度額	<その他の指標>	実績なし	関する計画及び剰余金の使途につい	基金資産 10 億円を担保に供し
$ \ \ \ $		【一般業務勘定】	【一般業務勘定】	・特になし。		ては、該当するもの又は実績がなか	た。令和5年度は、担保差入金
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		運営費交付金の	運営費交付金の		貸付業務勘定	った。	額 10 億円までの長期借入金につ
		出入に時間差が生	出入に時間差が生	<評価の視点>	・貸付業務勘定に係る短期借入金		いては、預入利率プラス 0.5%
		じた場合、不測な	じた場合、不測な	【財務内容の改善】	は、資金計画上 10 億 5,000 万円を	and the second s	(出来上がり金利 0.502%) で
		事態が生じた場合	事態が生じた場合	・運営費交付金につい	予定していたが、借入需要を考慮		の借入を実施しており、無担保
		等に充てるため、	等に充てるため、	て、債務残高を踏まし	の上、資金繰り上必要最低限の借	l	借入金の1.600%(長期プライム
		短期借入金を借り	短期借入金を借り		入額 9,000 万円とした。これによ		レート)と比して、低金利での
		入れできることと	入れできることと	え、厳格に算定を行	り、支払利息額が減少した。	<課題と対応>	資金調達を実現した。
		し、その限度額を		ったか。		引き続き財務諸表等の公表の充実	3 (—), (1 — 3)
		年間5千万円とす	年間5千万円とす	・収益化単位の業務ご		及び透明性を確保するとともに、借	<今後の課題>
		3.	る。	とに予算と実績を管		入需要を考慮した借入額の算定、低	引き続き、財務内容の透明性
		【貸付業務勘定】	【貸付業務勘定】	理しているか。		利率での資金調達に努める。	を確保するとともに、借入需要
		貸付に必要な資		【短期借入金の限度】			を考慮した借入額の算定、低利
		金に充てるため、	- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				率での資金調達に努めることが
		短期借入金を借り	短期借入金を借り	・短期借入金の借入を			必要である。
		入れできることと		行うこととした理			
		し、その限度額を	し、その限度額を	由、その使途は適正			<その他事項>
		年間 14 億円とす	年間 14 億円とす	か。			特になし。
		る。	る。	【重要な財産の処分等			· ·
				に関する計画】			
		5. 不要財産又は	5. 不要財産又は	・担保の差し入れ先の	・該当なし。		
		不要財産となる	不要財産となる	提供方法は妥当か。			
		ことが見込まれ	ことが見込まれ	・低利な資金調達が可			
		る財産がある場	る財産がある場	能となっているか。			
		合には、当該財	合には、当該財				
		産の処分に関す	産の処分に関す				
		る計画	る計画				
		該当なし	該当なし				
		6. 重要な財産の			・設立時に国から交付された 10 億円		
		処分等に関する	処分等に関する		の基金については、長期借入金取		
		計画	計画		引のある民間金融機関において預		
		低利な資金調達			入期間1年の定期預金で運用し、		
			を可能にするた		借入金の担保に供している。		
			め、長期借入金の		・預入先は、北洋銀行に4億円、北		
		借入先金融機関に	***		海道信用漁業協同組合連合会に 2		
			対し、基金資産 10		億5,000万円、大地みらい信用金庫		
		億円を担保に供す			に 2 億 5,000 万円、三菱 UFJ 銀行		
		るものとする。	るものとする。		に1億円であり、それぞれ長期借		
					入金の担保に供した。		
					・貸付金原資確保のため毎年度、長		
					期借入金を借入することが想定さ		
					れるため、担保の提供方法は根質		
					権としている。		
	\				・令和5年度は、担保差入金額10億		
		V			円までの長期借入金について、定		

7. 剰余金の使途	7. 剰余金の使途	期預金預入利率プラス 0.5%の利率 (出来上がり金利 0.502%) での借 入を実施しており、無担保借入金 の 1.600%(長期プライムレート) と比して低利率での資金調達が実 現した。
剰余金は、職員 の研修機会の充 実、分かりやすい 情報提供の充実等	剰余金は、職員 の研修機会の充 実、分かりやすい	

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

・特になし。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
IV	その他業務運営に関する重要事項					
当該項目の重要度、困		関連する政策評価・行政事業レ				
難度		ビュー				

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2.	主要な経年データ								
Ī	評価対象となる指標	達成目標	基準値	R5年度	R 6 年度	R7年度	R8年度	R 9年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値等)						当該年度までの累積値等、必要な情報

注	E 2)複数の項目をまとめ [.]	て作成する場合には、適!	宜行を追加し、項目ごとに	主要な経年データを記載					
ć	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	古世日標 古世記画 左席記画 これが何比博 法人の業務実績・自己評価					議・自己評価	ナ 数十四により証圧		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	主務大臣による評価		
	6. その他業務運	2. 業務運営の効	2. 業務運営の効	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定 B		
	営に関する重要	率化に関する目	率化に関する目	・特になし。	・常勤職員 23 人(令和5年度末時	評定 : B	<評定に至った理由>		
	事項	標を達成するた	標を達成するた		点)の小規模法人であるため、理	内部統制の充実・強化について、	以下の実績により、その他業		
		めにとるべき措	めにとるべき措	<その他の指標>	事長をはじめ役員及び管理職への	小規模法人であることの特性を活か	務運営に関する重要事項につい		
		置	置	特になし。	事務・事業に係る報告、連絡及び	し、役員及び職員が密に連携して事	て、中期計画における所期の目		
	(1) 内部統制の	(6) 内部統制の	(6) 内部統制の		相談の徹底を、定例の連絡会議等	務・事業の効率的かつ機動的な実施	標を達成していると認められる		
	充実・強化	充実・強化	充実・強化	<評価の視点>	を通じて繰り返し喚起した。	に取り組んでいる。	ことから、評定をBとする。		
	法人としての説	法人としての説		【内部統制の充実・強	・内部統制の状況について、定期的	法人文書管理、個人情報保護、情			
	明責任を十分に果	明責任を十分に果	明責任を十分に果	化】	に各課等の長からの事務局長への	報公開及び情報セキュリティ対策に	【内部統制の充実・強化】		
	たすため、理事長		たすため、理事長	・理事長等からの指揮	報告を経て、理事長へ報告される	ついて、各制度に沿って適切に実施	理事長等からの指揮命令系統		
			等からの指揮命令	命令系統や情報伝	仕組みを、引き続き運用した。	され、また外部からの監査に適切に	や情報伝達・共有の仕組みなど		
	系統や情報伝達・	系統や情報伝達・	系統や情報伝達・	達・共有の仕組み	・監事及び理事長以下役職員との日	対応するとともに、外部機関が主催	意思決定プロセスを明確化し遵		
			11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	,_ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	l stes so cluttes - s	1 3 11 15 1 3 3 3 3 3 3 3 3 11			

義の徹底を進め 業務の有効性及 び効率性、事業活 動に関わる法令等 の遵守、財務報告 する内部統制の充 実・強化のため、 監事と内部統制推 | 監事と内部統制推 | 監事と内部統制推 進部門との連携等 | 進部門との連携等 | 進部門との連携等 による監事機能の

実効性の更なる向

上や、前中期目標

意思決定プロセス

を明確化、文書主

等の信頼性を確保 | 等の信頼性を確保 実・強化のため、

徹底を図る。 業務の有効性及 による監事機能の

上や、前中期目標

共有の仕組みなど | 共有の仕組みなど | 共有の仕組みなど 意思決定プロセス | 意思決定プロセス を明確化するとと を明確化するとと もに、文書主義のしまに、文書主義の 徹底を図る。

業務の有効性及 び効率性、事業活しび効率性、事業活 動に関わる法令等し動に関わる法令等 の遵守、財務報告しの遵守、財務報告 等の信頼性を確保 する内部統制の充 する内部統制の充 実・強化のため、 による監事機能の 実効性の更なる向 | 実効性の更なる向 上や、前中期目標 期間中に整備した|期間中に整備した|期間中に整備した

- 等、意思決定プロセ スが明確化されてい るか。
- ・監事と内部統制推進 部門との連携がとれ ているか。

【公文書管理、個人情 報保護、情報公開、情 報セキュリティ対策】

・内部統制の充実・強 化と連動して、法人 文書の管理、個人情 報の保護及び情報公 開について、法令等 に基づき、適正に対 応しているか。

- ンを図るとともに、決裁文書及び 保有個人情報等の管理状況、情報 セキュリティ対策の状況及び各担 当の事務・事業の状況に関する監 査を実施した(5月8日~9日、 11 日、16 日~17 日及び 19 日の各 日)。
- ・監査の結果は、監事より理事長に 報告され、理事長は監事との意見 交換等を通して内部統制の現状の 把握とコンプライアンス意識の浸 透に努めた。

常からの密接なコミュニケーショ | する研修に参加するなど、必要な施 | 守するとともに、監事と他の役 策に求められる知識・スキルの向上 | 職員との連携がとられている。 に取り組んでいる。

> 施設及び設備に関する計画につい て、「独立行政法人北方領土問題対策 協会インフラ長寿命化計画(行動計 画)(令和3年度~令和7年度)」(令 和3年12月策定)に基づき、啓発施 |設の屋外設置のオイルタンクの交換 等、適時・適切に修繕等が行われて | る。情報セキュリティ対策につ いる。

> 人事に関する計画について、職員 | 象とする研修の実施等の措置を の意向、適正等を踏まえた人員配置 | 講じている。 となるよう努めるとともに、業務に 求められる知識・スキルの向上のた め職員を積極的に研修に参加させて いる。また、協会の事務・事業を取り り巻く環境を踏まえて新規採用を行

【公文書管理、個人情報保護、 情報公開、情報セキュリティ対

法人文書の管理、個人情報の 保護及び情報公開について、法 令等に基づき適正に対応してい いて、規程の改正や役職員を対

【施設及び設備に関する計画】

「独立行政法人北方領土問題 対策協会インフラ長寿命化計画

内部統制の仕組み 内部統制の仕組み 内部統制の仕組み いるかの点検・検しいるかの点検・検しいるかの点検・検 証を通じた不断の 証を通じた不断の 証を通じた不断の 見直しに取り組見直しを図る。

が有効に機能して | が有効に機能して | が有効に機能して

見直しを図る。

令で定める業務

運営に関する事

(4)公文書管

理、個人情報保

護、情報公開、

情報セキュリテ

・情報セキュリティ対 策の規程の整備や組 織としての意識・対 応力を向上させるた めの措置を講じた

【人事・労務管理】

- ・計画的な人材の確保 及び育成が図られて いるか。
- ・業務を効率化させ、 職員の働きやすい職 場環境の整備に努め ているか。

【デジタル化による業 務運営の効率化】

・デジタル庁が策定し た「情報システムの 整備及び管理の基本 的な方針」(令和3年||法人文書の管理| 臣決定) に基づき、 必要な体制整備を行 い、情報システムの 整備及び管理を適切 に行っているか。

【温室効果ガスの排出 の削減】

・温室効果ガス削減に 向けた取組を適切に 実施しているか。

- 12月24日デジタル大 ・ 令和5年度において、法人文書の 不適切な取扱い事案はなかった。
 - ・「行政文書の管理に関するガイドラ イン」(平成 23 年4月1日内閣総 理大臣決定)の令和6年2月9日 付け一部改正に伴い、「独立行政法 人北方領土問題対策協会文書管理 規則」及び「独立行政法人北方領 土間題対策協会法人文書ファイル 等保存要領」(平成 23 年 4 月 1 日 総括文書管理者決定)を一部改正 した(令和6年4月1日施行)。

個人情報保護

・ 令和5年度において、個人情報フ ァイルに関する不適切な取扱い事 案はなかった。

情報公開

・令和5年度において、請求を受け る事案はなかった。

情報セキュリティ対策

・協会の基幹情報システムに対する サイバー攻撃等、情報セキュリテ ィインシデントに該当する事案は なかった。

っている。

デジタル化による業務運営の効率 | 和7年度)」(令和3年 12 月策 化について、新たに PMO を総務課に | 定) に基づき、協会が所管する 設置するとともに、チャットツール 3つの啓発施設について、適時 を費用負担なく整備するなど、投資「適切に修繕等を行った。 対効果を踏まえて適切に取り組んで いる。

温室効果ガスの排出の削減につい て、実施計画を定め、同計画に定め る施策に取り組み、排出削減に努め ている。

以上、所期の目標を達成している と認められることから、B と評価す

<課題と対応>

引き続き、内部統制を適切に確保 するとともに、主務省令で定める業 | オ・マネジメント・オフィス 務運営に関する事項について取組を 行う。

(行動計画)(令和3年度~令

【人事に関する計画】

計画的な人材の確保及び育成 を図るとともに、業務の効率化 に取り組んでいる。

【デジタル化による業務運営の 効率化】

「情報システムの整備及び管 理の基本的な方針」(令和3年 12 月 24 日デジタル大臣決定) に基づき、「独立行政法人北方 領土問題対策協会ポートフォリ (PMO) の設置について」(令 和5年5月19日理事長決定)に より PMO を設置し、情報シス テムの管理及び整備のための体 制整備を行った。

【温室効果ガスの排出の削減】

「独立行政法人北方領土問題 対策協会がその事務及び事業に 関し温室効果ガスの排出の削減 等のため実行すべき措置につい て定める実施計画」(令和5年 5月11日)を定め、同計画に基 づき、温室効果ガス削減に向け た取組を実施した。

<今後の課題>

引き続き、内部統制を適切に 確保するとともに、主務省令で 定める業務運営に関する事項に 適切に取り組むことが必要であ

<その他事項> 特になし。

(2) 公文書管 理、個人情報保 護、情報公開、 情報セキュリテ

ィ対策 内部統制の充 実・強化と連動し て、法人文書の管 理、個人情報の保 動向等を十分に踏 や組織としての意

情報セキュリテ ィ対策について は、政府機関の情 報セキュリティ対

をとる。

8. その他主務省 8. その他主務省 令で定める業務 運営に関する事

(4) 公文書管 理、個人情報保 護、情報公開、 情報セキュリテ

ィ対策 ィ対策 内部統制の充 内部統制の充 実・強化と連動し 実・強化と連動し て、法人文書の管して、法人文書の管 護、情報公開につ 理、個人情報の保 理、個人情報の保 いて、法令等に基 | 護、情報公開につ | 護、情報公開につ づき、適正に対応 いて、法令等に基 いて、法令等に基 する。その際、法 | づき、適正に対応 | づき、適正に対応 令の改正や行政機 する。その際、内 する。その際、内 関における運用の 閣府の協力を得つ 閣府の協力を得つ つ、法令の改正や一つ、法令の まえ、規程の整備 | 行政機関における | 改正や行政機関に

運用の動向等を十 おける運用の動向 識・対応力を向上 分に踏まえ、規程 | 等を十分に踏ま させるための措置 の整備や組織とし え、規程の整備や ての意識・対応力 組織としての意 を向上させるため|識・対応力を向上 の措置を講ずる。 させるための措置 情報セキュリテレを講ずる。

ィ対策について 情報セキュリテ

策のための統一基	は、政府機関の情	ィ対策について	・令和4年度の内閣サイバーセキュ	
準群を踏まえ、関	報セキュリティ対	は、政府機関の情	リティセンターによる監査に係る	
係規程類を適時適	策のための統一基	報セキュリティ対	フォローアップ監査に対応すると	
切に見直し、整備	準群を踏まえ、関	策のための統一基	ともに、パスワード管理の一元化	
	係規程類を適時適		等の情報セキュリティ対策を向上	
	切に見直し、整備		させる措置を行った。	
	することに努める		・情報セキュリティ意識の底上げの	
	とともに、これに		ため、全役職員を対象とした「情」	
	基づき、情報セキ		報セキュリティ研修」を実施し	
		基づき、情報セキ	た。	
		ュリティ対策を講	・「政府機関等のサイバーセキュリテ	
	に対するサイバー		イ対策のための統一基準群」が 7	
		に対するサイバー	月4日付けで改訂されたことを受し	
	攻撃に対する組織		けて、「独立行政法人北方領土問題	
握し、PDCA サイ	的対応能力の強化		対策協会情報セキュリティポリシ	
クルにより対策の	を図るとともに、	的対応能力の強化	一」(平成 29 年 12 月 19 日理事長	
改善を図る。	対策の実施状況を	を図るとともに、	決定)を一部改正した(令和6年	
	毎年度把握し、	対策の実施状況を	4月1日施行)。	
	PDCA サイクルに	毎年度把握し、	• 国立研究開発法人情報通信研究機	
	より対策の改善に	PDCA サイクルに	構及び総務省主催の CYDER	
	努める。	より対策の改善に	(Cyber Defense Exercise with	
		努める。	Recurrence:実践的サイバー防御	
		7, 00	演習)研修に職員が参加し、情報	
			セキュリティインシデント発生か	
			ら解決までの対応手順の習得を図	
			った。	
	0 7.0加之效少	0 7. 页版 子郊/		
		8. その他主務省	・「独立行政法人北方領土問題対策協	
	令で定める業務		会インフラ長寿命化計画(行動計	
	運営に関する事		画)(令和3年度~令和7年度)」	
	項	項	(令和3年12月策定)に基づき、	
	(1)施設及び設		同計画の対象である北方館、別海	
	備に関する計画		北方展望塔及び羅臼国後展望塔の	
	啓発施設につい	啓発施設につい	3つの啓発施設について、屋外設	
	て、業務の適正か	て、業務の適正か	置のオイルタンクの交換等、適	
	つ効率的な実施の	つ効率的な実施の	時・適切に修繕等を行った。	
	確保のため、業務	確保のため、業務		
	実施上の必要性及	実施上の必要性及		
	び当該施設の老朽	び当該施設の老朽		
		化等に伴う施設の		
	整備改修等を適宜			
	行う。	行う。		
		14 / 0		
	8. その他主務省	8. その他主務省	・引き続き職員の意向を踏まえつ	
	令で定める業務		つ、適正を見極めた上で人員配置	
(3)人事・労務	運営に関する事		を行うよう努めた。	
管理		項(6)「東に関す	・協会主体の研修や他機関主催の各	
	(2) 人事に関す	(2) 人事に関す	種研修へ職員が参加し、知識・ス	

	る計画	る計画	キルの向上を図った。	
情勢変化に柔軟		O HI F-4	・協会主体の研修については、オン	
に対応するととも	0	情勢変化に柔軟	ラインの活用により東京及び札幌	
に、常に新たな発		に対応するととも	の各事務所の合同開催等、効率化	
想をもって業務を		に、常に新たな発	に取り組んだ。	
遂行していくた		想をもって業務を	(-2/2 / //11/07/20	
め、また、組織と		遂行していくた		
しての国際的なコ		め、また、組織と		
ミュニケーション		しての国際的なコ		
能力を向上するた		ミュニケーション		
め、研修への参加	The state of the s	能力を向上するた		
の奨励や外部組織		め、研修への参加		
との人材交流の検		の奨励や外部組織		
討等を含め、職員		との人材交流の検		
の意向もより踏ま		討等を含め、職員		
えた柔軟な人員配		の意向もより踏ま		
置を通じたキャリ		えた柔軟な人員配		
ア形成や計画的な		置を通じたキャリ		
人材の確保・育成		ア形成や計画的な		
の取組を進める。		人材の確保・育成		
また、上述の業務		を図る。また、上		
の大胆な効率化と		述の業務の大胆な		
相まって、長時間		効率化と相まっ		
労働の防止、育	る。また、上述	て、長時間労働の		
児・介護等との両		防止、育児・介護		
立支援等の働き方	効率化と相まっ	等との両立支援等		
改革を進め、職員	て、長時間労働	の働き方改革を進		
の士気の向上、働	の防止、育児・	め、職員の士気の		
きやすい職場環境		向上、働きやすい		
の整備を行う。	支援等の働き方	職場環境の整備を		
	改革を進め、職	図る。		
	員の士気の向			
	上、働きやすい			
	職場環境の整備			
	を図る。			
	② 人員に係る指			
	標			
	(参考1)			
	1)期首の常			
	勤職員数			
	22人			
	2) 期末の常			
	勤職員数			
	23 人			
	(A. # 0)			
	(参考2)			
	中期目標期間			

中の人件費総額			
見込み			
【法人単位】			
1,136 百万円			
(非常勤役			
員報酬を除			
2 スの加ナ数化	8. その他主務省	- 実績なし。	
		大限なし。	
令で定める業務			
運営に関する事	運営に関する事		
	項		
│	(3)中期目標期		
間を超える債務			
負担	負担		
	*		
中期目標期間中			
の業務を効率的に	の業務を効率的に		
実施するために、	実施するために、		
次期中期目標期間	次期中期目標期間		
	にわたって契約を		
	行うことがある。		
│ │	117 ことかめる。		
	2. 業務運営の効	· 「独立行政法人北方領土問題対策協	
率化に関する目	率化に関する目	会ポートフォリオ・マネジメン	
標を達成するた	標を達成するた	ト・オフィス(PMO)の設置につ	
めにとるべき措	めにとるべき措	いて」(令和5年5月 19 日理事長	
(4) デジタル化 置	置	決定)を定め、6月1日付けで総	
による業務運営 (7) デジタル化			
		務課に PMO を設置し、体制整備を	
「ジャットング」による未物理音		行った。	
	の効率化	・基幹情報システムの機能を活用	
定した「情報シス」 デジタル庁が策	デジタル庁が策	し、業務運営の効率化を進めるた	
テムの整備及び管 定した「情報シス	定した「情報シス	め、チャットツールの整備を費用	
	テムの整備及び管	負担なく行った(令和6年4月1	
	理の基本的な方		
1 24 日デジタル大 41 / 4 4 6 4 7 6 7 7 7 8 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	性の基件的な力	日より正式運用開始)。	
月 24 日デジタル大 針」(令和 3 年 12	針] (令和3年 12		
臣決定)にのっと 月24日デジタル大	月 24 日デジタル大		
り、情報ンAアム 臣決定) にのっと	巨決定) にのっと		
の適切な整備及びり、情報システム	り、情報システム		
	の適切な整備及び		
	管理を行うととも		
	に、PMO (ポー		
	トフォリオ・マネ		
ス)等の体制整備 ジメント・オフィ	ジメント・オフィ		
を行う。また、情 ス)等の体制整備	ス) 等の体制整備		
報システムについ を行う また 情	を行う また 情		
ては、投資対効果報システムについ	却シフテトについ		
を精査した上で整 ては 投資対効果	報ンヘノムにづい		
世上7	ては、投資対効果		
m y る。	を精査した上で整		

	備する。	備する。	
	8. その他主務省		・「独立行政法人北方領土問題対策協
 (5)温室効果ガ	令で定める業務 運営に関する事 項		会がその事務及び事業に関し温室 効果ガスの排出の削減等のため実
スの排出の削減温室効果ガス削	(5)温室効果ガ	f :	計画」(令和5年5月 11 日)を定 め、協会ホームページにおいて公
減のための取組を 実施する。		温室効果ガス削	表するとともに、同計画に定める 施策に取り組み、温室効果ガスの
	実施する。	実施する。	排出削減に努めた。

注3)複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

・特になし。